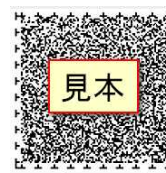


第3次野田市障がい者基本計画（素案） （計画期間：平成31年度～平成35年度）

平成31年 月

全ページに音声コード
（Uni-Voice）を表示する
予定です。



音声コード（Uni-Voice）

第3次野田市障がい者基本計画（素案）目次

（計画期間：平成31年度～平成35年度）

第1章	総論	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
(1)	国・県の対応	1
(2)	野田市の対応	2
(3)	計画策定の趣旨	3
(4)	計画の期間	3
第2章	障がいのある人を取り巻く現状	5
1	野田市の概要	5
(1)	人口・世帯数などの推移	5
(2)	年齢別人口構成の推移	6
(3)	世帯数と1世帯当たりの人数の推移	7
(4)	世帯類型の推移	8
2	障がいのある人などの状況	9
(1)	身体障害者手帳を所持する人	9
(2)	療育手帳を所持する人	13
(3)	精神障害者保健福祉手帳を所持する人	15
(4)	難病	16
第3章	計画の基本的な考え方	17
1	計画の基本理念	17
2	計画の基本原則	17
3	計画の体系	18
4	計画の展開方向	19
第4章	各分野における施策の基本的な方向性	23
1	安全・安心な生活環境の整備	23
2	情報アクセシビリティ向上及び意思疎通支援の充実	31
3	防災、防犯などの推進	38
4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	42
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	45
6	保健・医療の推進	61
7	行政などにおける配慮の充実	69
8	雇用・就業、経済的自立の支援	73
9	教育の振興	79
10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	85

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国・県の対応

平成19年度に「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に署名以降、次のとおり障がい施策、制度の改正を実施しました。

年度	内容
平成23年度	・「障害者基本法の一部を改正する法律」成立、施行 ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に関する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」成立
平成24年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」成立 ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」成立 【県】第四次千葉県障害者計画改訂
平成25年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」一部施行 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」成立 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行 【国】障害者基本計画（第3次）策定

平成25年度（平成26年1月20日）の「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託しました。

年度	内容
平成26年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」完全施行 【県】第五次千葉県障害者計画策定
平成28年度	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び

	児童福祉法の一部を改正する法律」成立、一部施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行 ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立、施行
平成 29 年度	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」成立、一部施行 【国】第四次障害者基本計画策定 【県】第六次千葉県障害者計画策定
平成 30 年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行

(2) 野田市の対応

平成 11 年度に「野田市障害者基本計画」を策定し、各種施策に取り組み、福祉サービスの向上に努めてまいりました。

野田市障がい者基本計画は、平成 15 年度及び平成 18 年度に改訂を行い、更に平成 24 年度に「第 2 次野田市障がい者基本計画」を策定し、平成 26 年度に改訂を行っています。

近年の野田市の障がい福祉に関する法制度などの動向

年度	内容
平成 26 年度	・第 2 次野田市障がい者基本計画改訂及び第 4 期野田市障がい福祉計画策定
平成 27 年度	・社会福祉課を生活支援課と障がい者支援課に分割（機構改革）
平成 28 年度	・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組（専門部会に権利擁護部会を配置） ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
平成 29 年度	・第 5 期野田市障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画策定
平成 30 年度	・第 3 次野田市障がい者基本計画策定

(3) 計画策定の趣旨

障がいのある人の人数は増加しています。また、障がいのある人の重度化、高齢化などにより、障がい福祉に対するニーズも複雑かつ多様化しています。

現行計画の進捗状況を検証し、アンケート調査、障がい者団体、障がい福祉事業を展開する法人とヒアリングを実施してきました。

これらの結果を総合的に勘案したほか、平成30年3月に国が策定した障害者基本計画（第4次）、千葉県が策定した第六次千葉県障害者計画を踏まえ、障がいのある人に関わる施策を国の計画において示されている分野ごとに施策を推進していきます。

(4) 計画の期間

第3次野田市障がい者基本計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

また、平成30年度から3年間の第5期野田市障がい者福祉計画、第1期障がい児福祉計画と一体的な推進を図ります。

平成31年4月30日の翌日から新元号となる予定です。

【障がい者基本計画の推移】

年度	計画名	計画期間
平成10年度	野田市障害者基本計画策定	平成11年度～平成22年度
平成15年度	野田市障害者基本計画改訂	
平成18年度	野田市障害者基本計画第二次改訂	
平成21年度	計画期間1年延長	第2期野田市障害福祉計画の計画期間と統一を図るため 平成22年度 平成23年度
平成23年度	第2次野田市障がい者基本計画策定	平成24年度～平成29年度
平成26年度	第2次野田市障がい者基本計画改訂	
平成29年度	計画期間1年延長	障害者基本計画（第4次）、第六次千葉県障害者計画策定後に第3次野田市障がい者基本計画を策定するため 平成29年度 平成30年度
平成30年度	第3次野田市障がい者基本計画策定	平成31年度～平成35年度

【障がい福祉計画の推移】

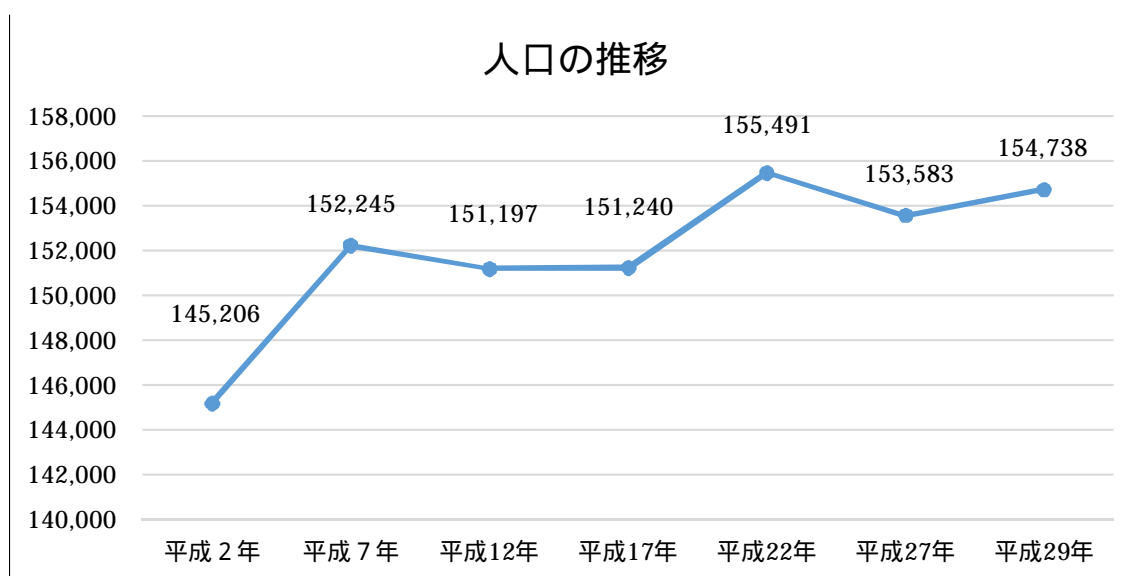
年度	計画名	計画期間
平成 18 年度	第 1 期野田市障害福祉計画策定	平成 18 年度～平成 20 年度
平成 20 年度	第 2 期野田市障害福祉計画策定	平成 21 年度～平成 23 年度
平成 23 年度	第 3 期野田市障がい福祉計画策定	平成 24 年度～平成 26 年度
平成 26 年度	第 4 期野田市障がい福祉計画策定	平成 27 年度～平成 29 年度
平成 29 年度	第 5 期野田市障がい福祉計画策定 (第 1 期障がい児福祉計画)	平成 30 年度～平成 32 年度

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 野田市の概要

(1) 人口・世帯数などの推移

平成29年10月1日現在の野田市の人口は、154,738人となっています。平成7年度の国勢調査までは、大きな伸びを示していましたが、近年は、緩やかに推移しています。



(単位：人)

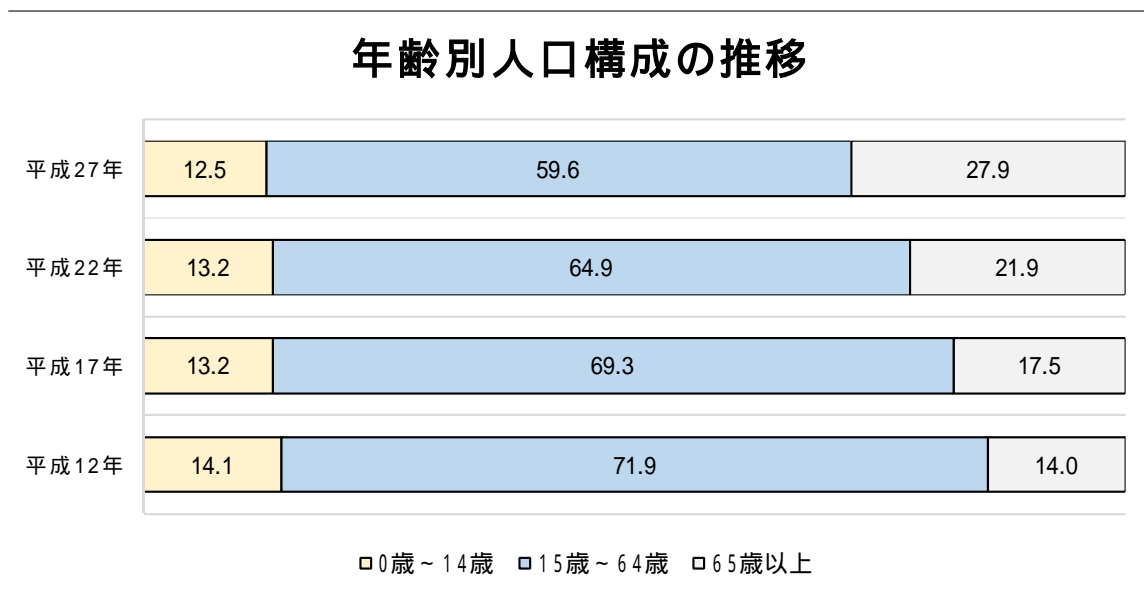
資料：国勢調査。ただし、平成29年は住民基本台帳による。

数値は、各年10月1日現在

平成12年以前は旧関宿町を含む。

(2) 年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成においては、14歳以下の子ども及び15歳から64歳までの生産年齢層の割合が減少傾向にあり、逆に65歳以上の割合が大きく増加しています。このことから野田市においても少子・高齢化が進んでいることが分かります。



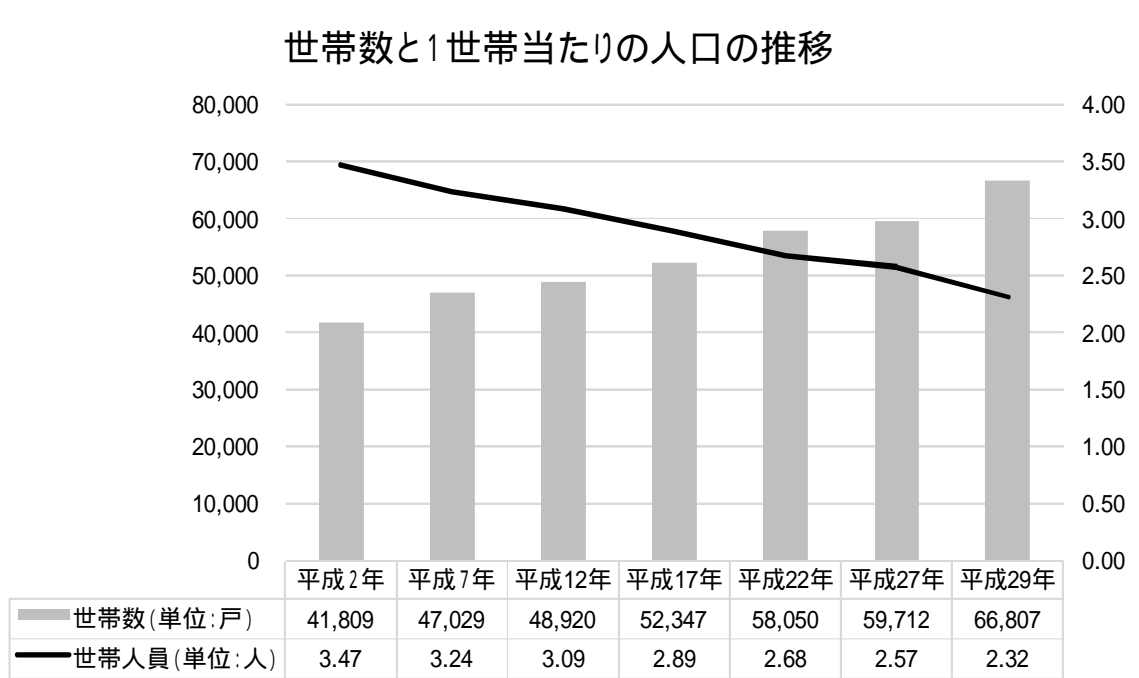
(単位：%)

資料：国勢調査。数値は、各年10月1日現在

(3) 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は、平成29年10月1日現在で66,807世帯と一貫して増加しています。

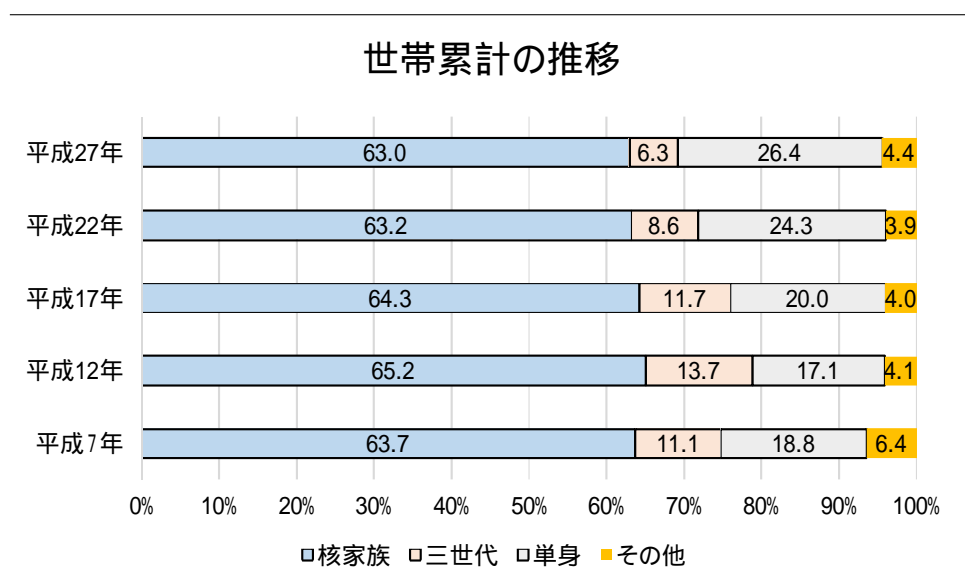
しかし、1世帯当たりの人数については、平成2年の3.47人から平成29年の2.32人と1人以上の減少となっており、世帯の少人数化が進んでいることが分かります。



資料：国勢調査。ただし、平成29年は住民基本台帳による。
 数値は、各年10月1日現在
 平成12年以前は旧関宿町を含む。

(4) 世帯類型の推移

世帯類型については、三世帯同居世帯の減少が見られる一方、単身世帯は、増加しています。



資料：国勢調査

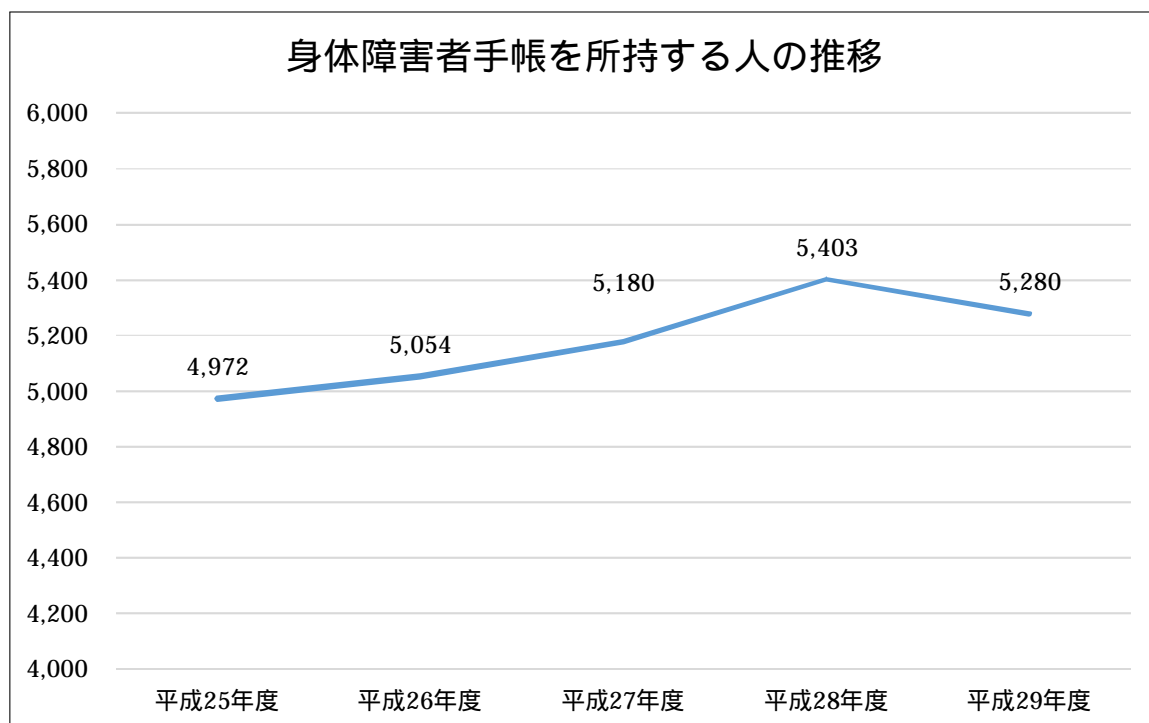
数値は、各年 10 月 1 日現在

2 障がいのある人などの状況

(1) 身体障害者手帳を所持する人

身体障害者手帳を所持する人の推移

身体障害者手帳を所持する人は増加傾向です。平成29年度（平成30年3月31日現在）の身体障害者手帳を所持する人は5,280人で、平成25年度と比較し308人増加しています。



(単位：人)

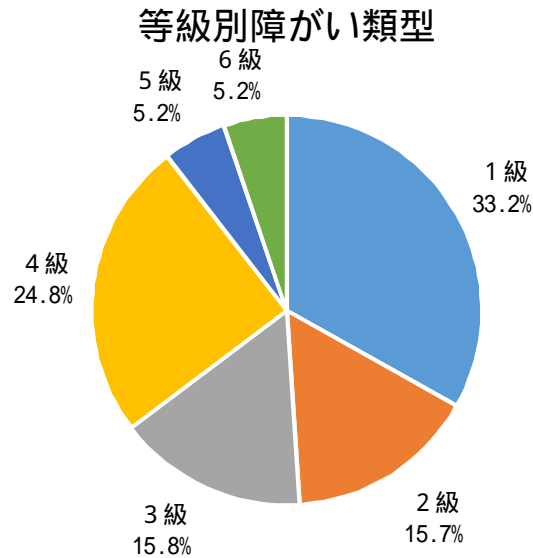
資料：障がい者支援課

各年度3月31日現在

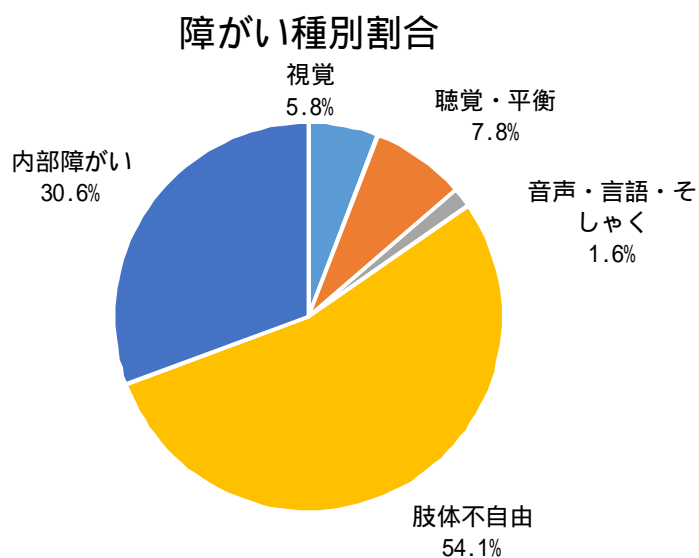
身体障害者手帳の級別及び種別について

重度(障がい等級 1 級及び 2 級)の身体障がいのある人は、全体の 48.9%と約半数となります。

障がい種別では、肢体不自由が 54.1%と過半数を占め、次いで内部障がい 30.6%となり、肢体不自由と内部障がいだけで全体の 84.7%を占めます。



資料：障がい者支援課
平成 30 年 3 月 31 日現在



資料：障がい者支援課
平成 30 年 3 月 31 日現在

身体障害者手帳の状況

障がい種別	区分	身体障害者 手帳所持者	内 訳					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 がい	18 歳未満	2	0	0	0	0	2	0
	18 歳以上	305	94	97	23	26	50	15
	計	307	94	97	23	26	52	15
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 がい	18 歳未満	19	1	4	4	3	0	7
	18 歳以上	394	23	110	45	86	5	125
	計	413	24	114	49	89	5	132
音 声 ・ 言 語 そ しゃく 機 能 障 がい	18 歳未満	2	1	0	0	1	0	0
	18 歳以上	85	6	10	43	26	0	0
	計	87	7	10	43	27	0	0
肢 体 不 自 由	18 歳未満	62	38	9	4	4	4	3
	18 歳以上	2,794	525	573	532	821	216	127
	計	2,856	563	582	536	825	220	130
内 部 障 がい	18 歳未満	13	12	0	1	0	0	0
	18 歳以上	1,604	1,052	28	182	342	0	0
	計	1,617	1,064	28	183	342	0	0
心 臓	18 歳未満	4	4	0	0	0	0	0
	18 歳以上	758	591	6	73	88	0	0
	計	762	595	6	73	88	0	0
呼 吸 器	18 歳未満	3	3	0	0	0	0	0
	18 歳以上	108	29	3	68	8	0	0
	計	111	32	3	68	8	0	0
じ ん 臓	18 歳未満	3	2	0	1	0	0	0
	18 歳以上	434	415	1	16	2	0	0
	計	437	417	1	17	2	0	0
ぼ う こ う 又 は 直 腸	18 歳未満	1	1	0	0	0	0	0
	18 歳以上	258	1	2	18	237	0	0
	計	259	2	2	18	237	0	0
小 腸	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	4	0	0	1	3	0	0
	計	4	0	0	1	3	0	0
免 疫	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	36	14	12	6	4	0	0
	計	36	14	12	6	4	0	0
肝 臓	18 歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18 歳以上	6	2	4	0	0	0	0
	計	8	4	4	0	0	0	0
合 計	18 歳未満	98	52	13	9	8	6	10
	18 歳以上	5,182	1,700	818	825	1,301	271	267
	計	5,280	1,752	831	834	1,309	277	277

（単位：人）

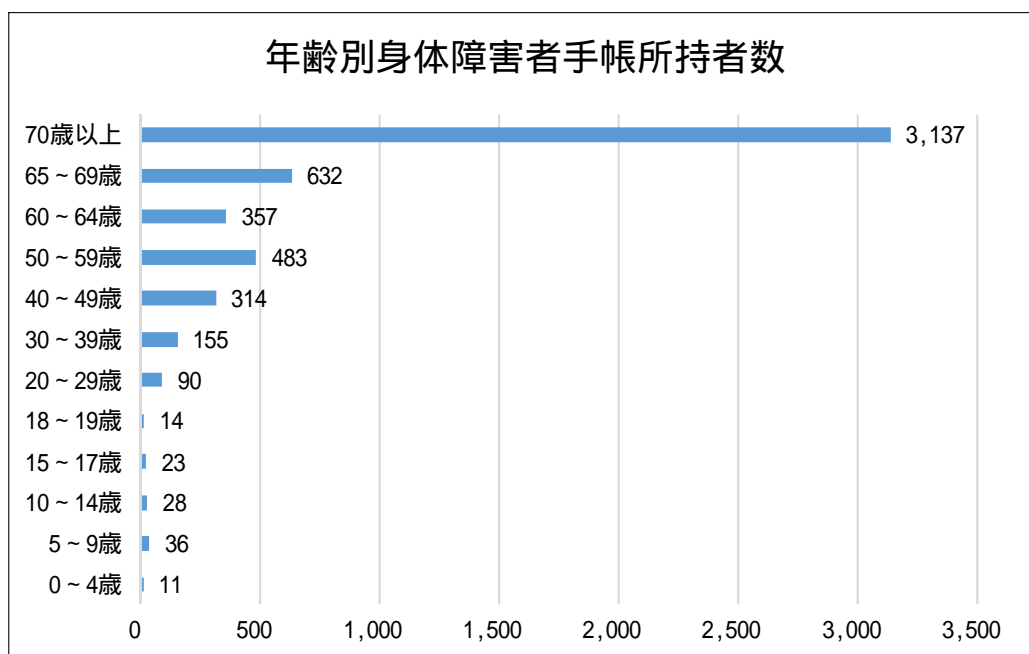
資料：障がい者支援課

平成 30 年 3 月 31 日現在

身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況

身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況は、70歳以上の人 が 3,137 人で全体の 59.4% となっています。

また、50歳以上の人 が 4,609 人で全体の 87.3% を占める一方で、18歳未満が 98 人で全体の 1.9% の割合です。

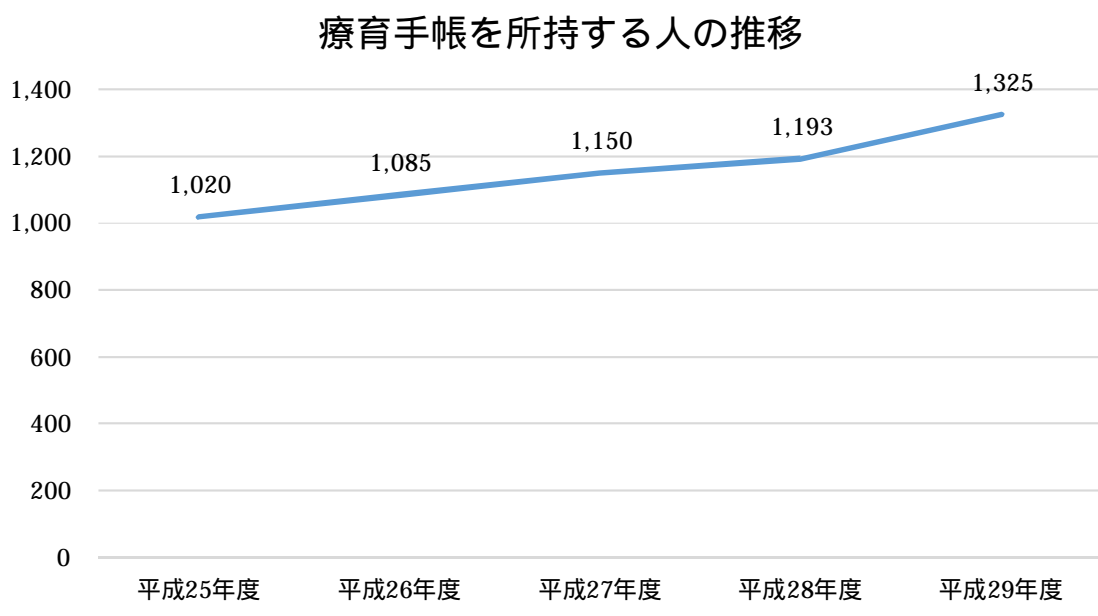


(単位：人)

(2) 療育手帳を所持する人

療育手帳を所持する人の推移

療育手帳を所持する人は、年々増加しています。平成 29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）の療育手帳を所持する人は 1,325 人で、平成 25 年度と比較し 305 人増加しています。



資料：障がい者支援課
各年度 3 月 31 日現在

療育手帳の障がい程度、年齢別の状況

療育手帳の障がい程度が重度の判定を受けている人は、482 人で全体の 36.4%を占めています。

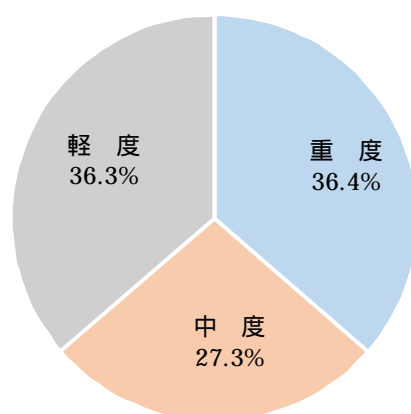
また、年齢別にみると 18 歳未満が 375 人で全体の 28.3%を占めています。

療育手帳を所持者数

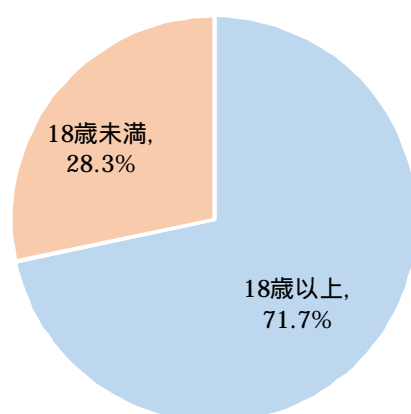
(単位：人)

総 計	知的障がい者(18歳以上)				知的障がい児(18歳未満)			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,325	394	294	262	950	88	68	219	375

程度別療育手帳所持者



年齢別療育手帳所持者数

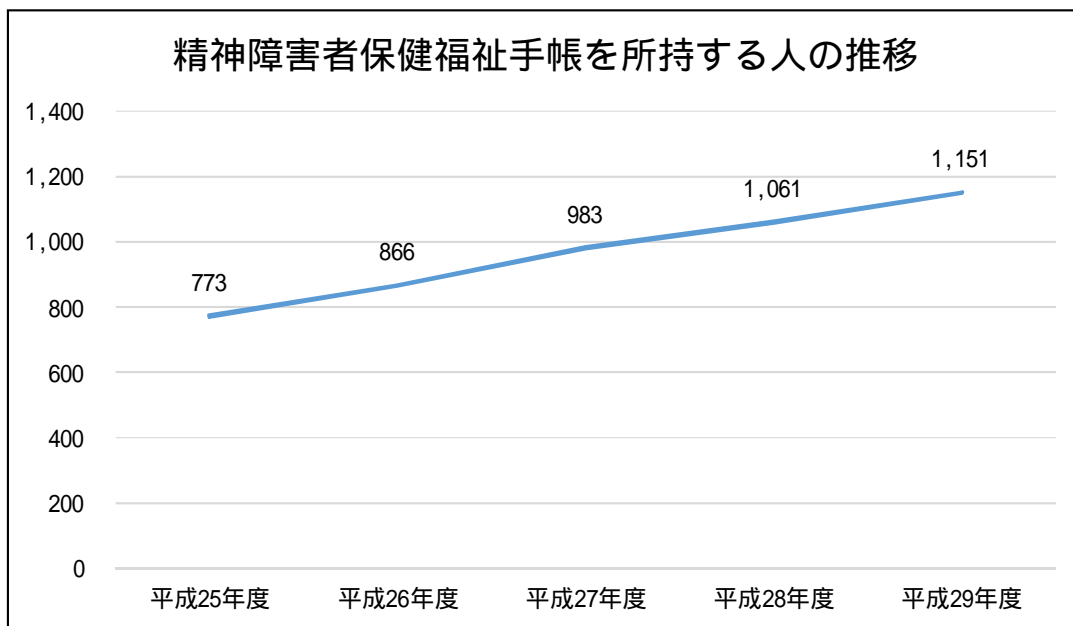


資料：障がい者支援課
平成 30 年 3 月 31 日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する人

精神障害者保健福祉手帳を所持する人の推移

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、年々増加しています。平成29年度（平成30年3月31日現在）の精神障害者保健福祉手帳を所持する人は1,151人で、平成25年度と比較し378人増加しています。



(単位：人)

資料：障がい者支援課
数値は各年度末

精神障害者保健福祉手帳の級別及び種別について

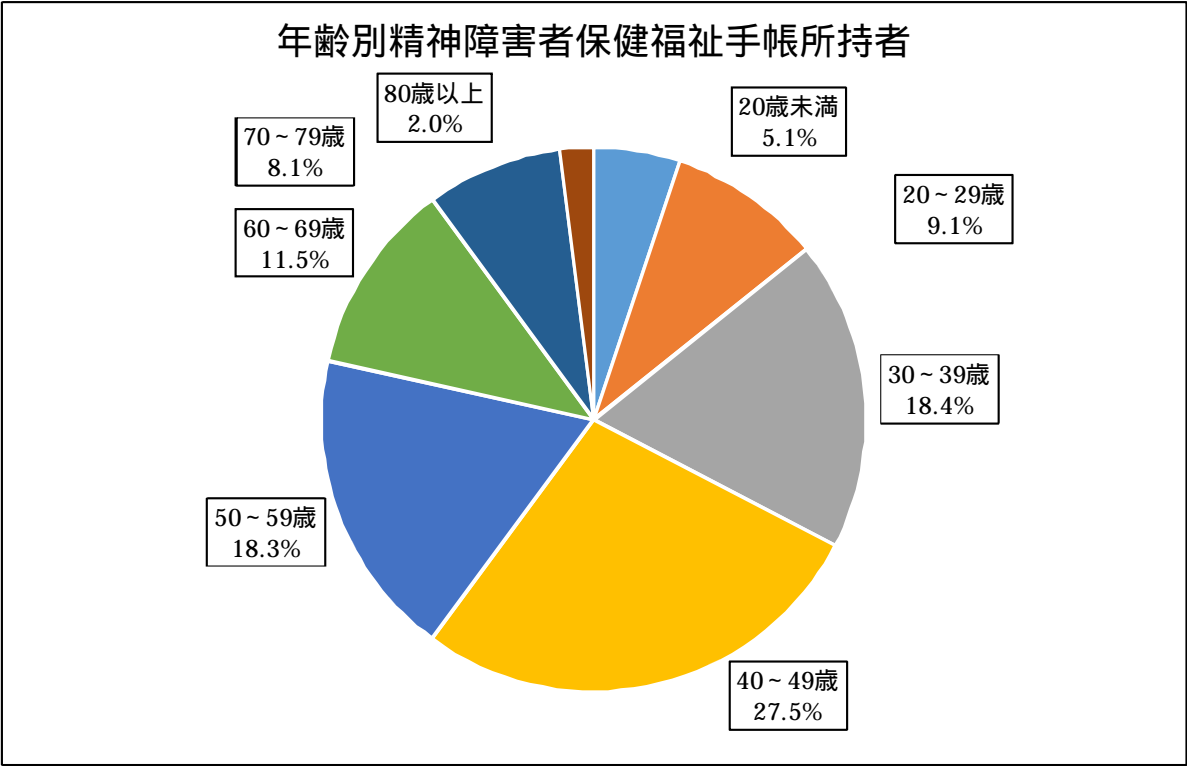
障がい等級2級が664人で全体の57.7%と約半数超を占めます。

また20歳以上59歳未満が844人で全体の73.3%を占める一方で、20歳未満が59人で全体の5.1%の割合です。

	総数	1級	2級	3級
80歳以上	23	18	4	1
70～79歳	93	53	29	11
60～69歳	132	31	81	20
50～59歳	211	47	121	43
40～49歳	316	36	202	78
30～39歳	212	25	128	59
20～29歳	105	8	61	36
20歳未満	59	9	38	12
合計	1151	227	664	260

資料：障がい者支援課

平成30年3月31日現在



資料：障がい者支援課
平成 30 年 3 月 31 日現在

(4) 難病

社会通念上、原因が不明で治療方針が確立しておらず、患者の生活面へ長期にわたり支障があるような病気です。

平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法では、障害福祉サービスなどの対象として、身体障がい、知的障がい、精神障がいの 3 障がいのほかに「難病等」が加えられました。

難病等に含まれる疾病の種類は、平成 30 年 4 月から 359 疾病となります。

第3章 計画の基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう
共生社会の構築 ～元気で明るい家庭を築ける野田市～を目指して

1 計画の基本理念

障がい施策は、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じていきます。

このような社会の実現に向けて、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、障がい施策の基本的な方向を定めます。

2 計画の基本原則

(地域社会における共生など)

すべての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障がい施策を実施します。

- ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- ・意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

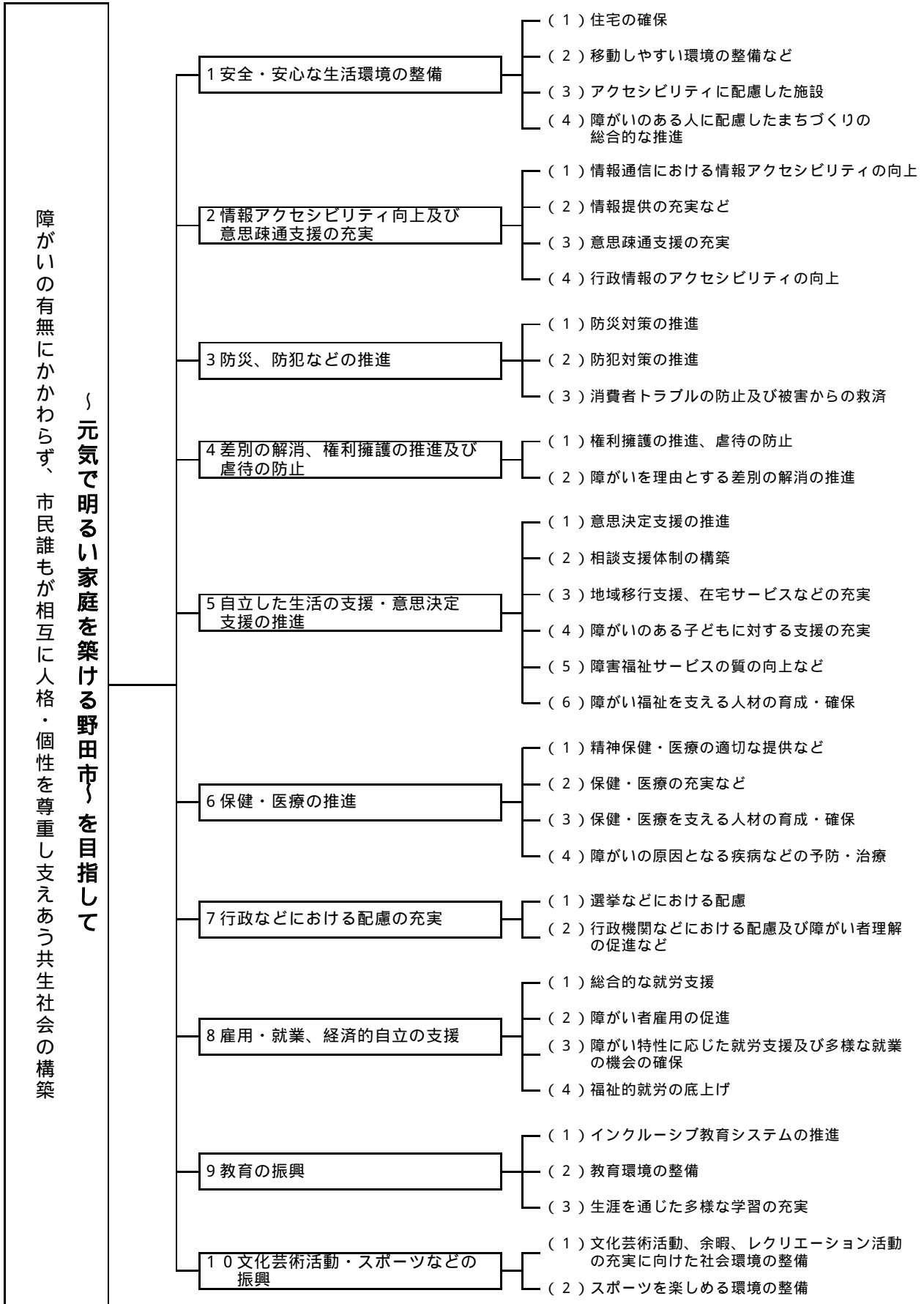
(差別の禁止)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行され、法制的な整備は講じられているが、実効性の確保に努めます。

(計画の取組)

ユニバーサルデザイン2020行動計画への実現に取り組みます。

3 計画の体系



4 計画の展開方向

総論

第2次野田市障がい者基本計画（改訂）と同じように、障がいのある人に関わる施策を推進します。

（前回との項目比較）

	国の障害者基本計画(第4次) (H30.3策定) 第3次野田市障がい者基本計画	国の障害者基本計画(第3次) (H25.9策定) 第2次野田市障がい者基本計画（改訂）
1	安全・安心な生活環境の整備	生活支援
2	情報アクセシビリティ向上及び意思疎通支援の充実	保健・医療
3	防災、防犯などの推進	教育、文化芸術活動・スポーツ等
4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	雇用・就業、経済的自立の支援
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	生活環境
6	保健・医療の推進	情報アクセシビリティ
7	行政などにおける配慮の充実	安全・安心
8	雇用・就業、経済的自立の支援	差別の解消及び権利擁護の推進
9	教育の振興	行政サービス等における配慮
10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	啓発・広報

各論

1. 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設などの普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進し、障がいを理由とする社会的障壁を除去し、アクセシビリティの向上を推進します。

2．情報アクセシビリティ向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションができるように、意思疎通支援を担う人材の育成・人材の確保を行います。また、補聴援助システムなどの機器を確保して意思疎通支援事業の充実を図ります。

3．防災、防犯などの推進

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時においては障がい特性に配慮した情報保障や避難支援を推進し、福祉避難所・福祉避難スペースを含めた避難所の確保に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人を、犯罪被害や消費者被害から守るために、犯罪対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

4．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業所と連携を図りつつ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の浸透に向けた広報、啓発活動を展開し、障害者差別解消法の実効性のある施行を図ります。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実などに取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

5．自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定すること及び意思を表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重される相談支援が受けられる体制を構築し、障がいのある人の地域移行及び地域定着を推進します。

障がいのある人が、グループホームなどを利用し、地域の実情に即した支援を受けながら、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

6．保健・医療の推進

障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り、地域で支援を行います。

また、入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。

さらに、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制などと連携を図ります。

7．行政などにおける配慮の充実

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるように、行政機関の窓口、選挙などにおいて、必要な環境の整備、障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

8．雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人が、地域で質の高い自立した生活を営むには、就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。

あわせて、雇用・就業の促進に関する施策と、福祉施策との適切な組合せを検証します。

9．教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて、可能な限り、共に教育を受けることができる仕組みを整備し、また、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、障がいのある人が、その一生を通じて、自分の可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として、豊かな生活が送れるように、共生社会の実現を目指します。

10．文化芸術活動・スポーツなどの振興

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいのある人への理解と知識を深めて、障がいのある人の自立と社会参加の促進を促します。

サンスマイル、市民ふれあいハートまつり、福祉のまちづくりフェスティバル、障が

い者釣大会、おひさまといっしょになどを通じて、障がいのある人の交流、余暇の充実を図ります。

また、障がいのある人のスポーツの普及に努めます。

第4章 各分野における施策の基本的な方向性

1 安全・安心な生活環境の整備

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(1) 住宅の確保
担当課	障がい者支援課、営繕課

【事業、施策などの現状】

- ・市内に、障がい者グループホームが9法人23事業所あります。
- ・障害者グループホーム等支援事業（千葉県事業）において、障害保健福祉圏域ごとに障害者グループホーム等支援ワーカーを配置し、グループホームなどに対する相談支援や新規開設支援などを行っています。
- ・第二の福祉ゾーン（市有地）において、地域生活支援拠点事業（相談支援、短期入所及びグループホーム）を実施する準備を進めています。
- ・障がい者等グループホーム運営費補助金交付事業、障がい者グループホーム等入居者家賃助成金事業を実施しています。

平成29年度

区分	内容
障がい者等グループホーム 運営費助成（該当事業所のみ）	9法人17事業所 （市内4法人8事業所、市外5法人9事業所）
障がい者グループホーム等入居者 家賃補助（該当者のみ）	90人（市内グループホーム入居者48人）（市外グループホーム入居者42人）

- ・障がいのある人の生活環境向上のため、日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を実施しています。

平成29年度

区分	内容
対象者	身体障害者手帳（等級：1級から3級）を所持する下肢、体幹に障がいのある人
	身体障害者手帳（等級：1級、2級）を所持する上肢に障がいのある人
件数	5件

- ・安心した住環境を整備するため、たんすや本棚、食器棚などの木製家具に野田市が用意した家具転倒防止器具を無償で取り付ける家具転倒防止器具取付事業を実施しています。

平成 29 年度

区分	内容
対象者	身体障害者手帳（等級：1 級から 3 級）を所持する人がいる世帯
	療育手帳（等級：最重度、重度、中度）を所持する人がいる世帯
	精神障害者保健福祉手帳（等級：1 級又は 2 級）を所持する人がいる世帯
件数	2 件

- ・ 障がいのある人が、家賃の支払いができるにもかかわらず、不動産仲介業者から「条件のあう住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が安定しない状況」などの理由で、民間賃貸住宅を、一人で探すのが困難な人を支援する「民間賃貸住宅居住支援制度」を実施しています。
- ・ 市営住宅の入居募集においては、単身世帯（60 歳以上の人や障がいのある人）、車椅子使用者世帯、高齢者など・障がい者世帯向けなどに分類し案内をしています。

【事業、施策などの課題】

- ・ 地域生活支援拠点事業を実施するにあたり、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりについて、実態に応じた整備が必要になります。
- ・ 地域移行の推進には、住まいの場となるグループホームの確保が重要になります。
- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」に備え、地域で生活する生活の拠点となる障がい者グループホームの運営法人への運営費助成、入居者への家賃補助の支援が必要です。

【事業、施策などの方針】

- ・ 平成 32 年度を目標に、第二の福祉ゾーン（市有地）において、地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）を整備します。
- ・ 地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）において、基幹相談支援センター、体験・機会の場の提供及び 24 時間対応可能な緊急短期入所などの推進に努めます。
- ・ 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助では障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる新たな「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことを踏まえ、日中サービス支援型共同生活援助についての情報収集に努めます。
- ・ 障がいのある人が、地域で生活するために、グループホーム運営費助成、障がい者グループホーム等入居者家賃助補助を引き続き実施します。
- ・ 日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き支援します。

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備など
担当課	障がい者支援課、社会福祉協議会、高齢者支援課、企画調整課

【事業、施策などの現状】

- ・障がいのある人が、福祉タクシーを利用した場合、利用1回につき支払った運賃の2分の1に相当する額(1,000円を上限)の助成を実施しています。

(1月あたり10枚の助成券を支給しています。)

平成29年度

区分	内容
対象者	身体障害者手帳(等級:1級から3級)を所持する人
	療育手帳を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳(等級:1級)を所持する人
利用者	482人

福祉タクシー登録事業所

事業所数(営業所数)	61事業所(63営業所)
------------	--------------

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加を促す移動支援事業を実施しています。

平成29年度

区分	内容
対象者	身体障害者手帳を所持する人のうち 両下肢の機能障がいの程度が1級または2級 体幹の機能障がいの程度が1級から3級
	療育手帳を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳を所持する人
利用者	136人

- ・外出に同行し、移動時に必要な視覚的情報の提供(代筆・代読を含む)を行うとともに、移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際の必要な援助を行う同行援護を実施しています。

平成29年度

区分	人数
利用者	27人

- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、同行援護は外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の分類が廃止され、基本報酬が一本化されます。
 - ・まめバスの利用に当たり、障がい者手帳の提示により、通常運賃 100 円を 50 円に割引をします。
- (割引対象者は、大人(中学生以上)のみ。付添人も1人まで対象です。)
- ・身体障がいのある人が、自立更生のため自動車運転免許を取得した場合、費用の一部を助成しています。

平成 29 年度

区分	件数
助成件数	4 件

- ・身体障がいのある人が、就労、通院、通学に使用する自動車について、自ら運転するために必要な改造を行った場合に、費用の一部を助成しています。

平成 29 年度

区分	件数
助成件数	2 件

- ・社会福祉協議会において、福祉カー貸出事業を実施しています。

平成 29 年度

区分	利用件数
ゆうあい号 1 台 (5 人乗り うち車いす 2 台乗車可能)	87 件
たんぼぼ号 4 台 (3 人乗り うち車いす 1 台乗車可能)	252 件

【事業、施策などの課題】

- ・公共交通機関を利用することが困難な障がいのある人を運送する福祉有償運送事業¹の活用や周知を検討する必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・様々な障がいの種別、障がいの等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。
- ・コミュニティバス検討専門委員会議におけるまめバスの運行と併せて検討しているまめバスが運行できない地域、いわゆる交通不便地域の対応の中で更なる移動手段について検討していきます。

¹特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人が実施する事業

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(3) アクセシビリティに配慮した施設
担当課	障がい者支援課、管理課、みどりと水のまちづくり課

【事業、施策などの現状】

- ・窓口業務などを行う行政施設について改修などを行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工しています。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備しています。
- ・駅周辺の視覚障がい者誘導用ブロック上に、物を置かないことを案内する「点字ブロックステッカー」の貼付を実施しています。

【事業、施策などの課題】

- ・通路、施設内の段差を解消するに当たり、スロープなどの設置スペースが確保できないため、整備が難しい場合があります。

【事業、施策などの方針】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、引き続き施工するよう協議します。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備し、引き続き、障がいのある人や高齢の人など、誰もが快適に利用できるように進めます。

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(4)障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
担当課	障がい者支援課、生活支援課、市民生活課、都市整備課、 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所

【事業、施策などの現状】

・平成9年度より平成29年度まで、福祉のまちづくりパトロールを実施し、総指摘箇所は、3,493箇所になります。

また、パトロール範囲について、平成24年度で公共施設から500m以内は終了し、平成25年度から、半径1,000m以内に拡大しています。

平成29年度指摘箇所 110箇所

市所管分			国・県所管分			警察/事業者/ 所有者対応			車駐 車看 板、 枝剪 定等	現状 維持
指摘 箇所	改修 済	H30 以降	指摘 箇所	改修 済	未改修・ 現状維持 1	指摘 箇所	改修 済	未改修・ 現状維持 2、3		
69	69	0	17	10	7	15	5	10	0	9

1 国や県の未改修及び現状維持は、先方が現地を確認し、即座に対応が必要かどうか、修繕箇所の優先順位等を見ながら、予算内で対応できるところから対応しています。

2 警察による回答の現状維持は、現時点での早急な対応が必要ないとの判断によるものです。

3 事業者・所有者の未改修及び現状維持は、相手方の判断に委ねられており、強制的に改修を依頼することはできないものです。

・野田市行政改革大綱における「ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針」が策定され、公共施設のバリアフリー化について、予算の範囲内で、総合計画実施計画に位置付けし、計画的に実施しています。

具体的な実施事業は、平成27年度に実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果を基にした「個別事業策定方針」や利用状況などを踏まえて、福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会で決定しています。個別事業策定方針に基づく平成29年度実施事業

事業名	内容
勤労青少年ホームトイレ改修工事	男女トイレ 洋式便器改修(自動洗浄タイプ)他
福田公民館トイレ改修工事	男女トイレ 洋式便器改修(自動洗浄タイプ)他
関宿公民館トイレ改修工事	女トイレ・車椅子用トイレ 洋式便器改修(自動洗浄タイプ)他

事業名	内容
中央公民館玄関ポーチ手すり設置工事	玄関ポーチ 手すり 2 箇所設置
携帯型集団補聴システム整備（備品）	携帯型磁器ループ機器、マイク・スピーカーなど

- ・公共施設における多目的トイレの箇所は 136 箇所ありますが、そのうちオストメイト対応トイレは 12 箇所です。オストメイト対応可能なトイレが設置されている施設一覧をホームページに掲載しています。
- ・愛宕駅周辺地区を重点地区として高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」といいます。）に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機などの一体的なバリアフリー化を推進しています。
- ・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口暫定駅前広場をバリアフリー化対応で整備しました。また、愛宕駅東口に仮駅舎を設置し、車いす対応のトイレやスロープを整備し、愛宕駅東口暫定駅前広場から一体的なバリアフリー化を推進しました。
- ・準重点整備地区の野田市駅は、仮駅舎の設置に伴い車いす対応のトイレを整備しました。
- ・愛宕駅及び野田市駅については引き続き、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。
- ・市内に、視覚障がい者用信号機（音声付き信号機）は 11 か所設置されています。

【事業、施策などの課題】

- ・バリアフリー化について、道路及び公共施設を併せて、検討が必要です。
- ・既存のトイレについて、オストメイト対応トイレを含む多目的トイレの新設や既存改修では、設置スペースの確保が必要です。
- ・重点整備地区の愛宕駅や東西駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅や西口駅前広場については、連続立体交差事業の実施に合わせて一体的なバリアフリー化を推進することとしていますが、工事完了まで時間を要することが課題となっています。
- ・信号機設置については、交通安全施設の維持管理に係る費用も増えていることから、信号機の新規設置数が少ない状況となっています。

【事業、施策などの方針】

- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。
- ・重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備は、交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

- ・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、交通バリアフリー法による原則、平成 32 年度までの移動円滑化基準への適合整備の方針に基づき、千葉県施行の連続立体交差事業の整備により図られることから、事業の早期完成を促進していきます。
- ・信号機設置要望のあった交差点については、引き続き、必要性、緊急性を検討し、野田警察署へ市から要望していきたいと考えています。

2 情報アクセシビリティ²の向上及び意思疎通支援の充実

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
担当課	障がい者支援課、営繕課、市民課

【事業、施策などの現状】

- ・聴覚や発語の障がいのある人が携帯電話やスマートフォンのインターネット接続を利用して、簡単な操作で119番通報ができる緊急通報システム「WEB119」を平成25年度から開始し、更に機能が充実した「NET119」に平成29年度から変更しました。

平成29年度

区分	人数
登録者	31人

- ・視覚障がいのある人への対応として、パンフレット、ポスターに音声コード Uni-Voice を導入し、情報通信機器を通して、必要な情報を得られるように進めました。
(平成29年度障がい者支援課におけるパンフレット、ヘルプマーク、第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画、平成30年野田市議会議員一般選挙におけるポスター)
- ・施設の案内表記について、視覚障がいのある人に配慮したカラーユニバーサルデザインの認証を受けたもので導入を図りました。
(平成29年度 市役所正面玄関ホール：野田市庁舎案内板)
(平成30年度 市民課窓口：番号札発券器機、番号呼び出し表示パネル)

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人のICT活用を推進するとともに、情報通信機器の取得や情報提供、活用方法の周知に努める必要があります。
- ・音声コード Uni-Voice については、写真や図形には対応できないため、当事者などの意見を聴きながら、必要な情報を分かりやすく提供していく必要があります。
- ・音声コード Uni-Voice 導入に当たり、音声コード Uni-Voice 脇に、説明文を併記する必要があります。
- ・平成20年度に配備した視覚障がい者用活字文書読上げ装置(スピーチオ 障がい者支援課窓口)及び、視覚障がい者用ポータブルレコーダー(プレクストーク 障がい者支援課及び図書館窓口)は、携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器

²年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着き、利用できること。

の拡充に伴い、見直しなどの検討が必要です。

【事業、施策などの方針】

- ・障がいのある人が、携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器を活用し、社会参加の促進を推進します。
- ・日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(2) 情報提供の充実など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・設置手話通訳者は、障がい者支援課に月曜日、火曜日が午前9時から午後1時まで、水曜日、木曜日が午後1時から午後5時まで、金曜日は関宿支所に午後1時から午後5時まで設置しています。
 - ・平成30年1月から、障がい者支援課に配置されている設置手話通訳者が、手話通訳者及び要約筆記者の派遣受付事務を実施しています。
(社会福祉協議会に委託していた手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を、設置手話通訳者が直接行うことに変更しました。)
 - ・市が開催する会議、講演会などにおいて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣及び補聴援助システムの配備による情報保障を実施しています。
- 平成29年度

区分	件数
手話通訳者の派遣	416件(平成29年4月～12月まで) 118件(平成30年1月～3月まで)
要約筆記者の派遣	167件(平成29年4月～12月まで) 25件(平成30年1月～3月まで)
補聴援助システムの利用	12件

- ・福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会において、「補聴援助システム」の配備を進め、平成28年度に本庁舎、平成29年度に南コミュニティセンターに配備しました。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人が出席する会議については、障がい特性に応じた配慮が必要です。
- ・会議などにおいて、手話通訳者及び要約筆記者の活用や補聴援助システムの利用の促進を図ることが必要です。

【事業、施策などの方針】

- ・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴援助システムなどの利用促進を図ります。
- ・障がいのある人が出席する会議では、会議資料の提供方法や会議の進め方などについて、障がい特性に応じた配慮に努めます。
- ・障がいのある人のためのICT利用について注視します。

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (3) 意思疎通支援の充実
担当課	障がい者支援課、社会福祉協議会

【事業、施策などの現状】

- ・意思疎通支援事業に関する養成研修を社会福祉協議会に委託して実施しています。
平成 28 年度

区分	受講者
手話奉仕員養成講座（後期）	9 人

平成 28 年度

区分	受講者
要約筆記者養成講座 隔年実施	2 人

- ・平成 29 年 8 月に庁内、関宿支所、各出張所の窓口にて、聴覚に障がいのある人の求めに応じ、筆談で対応することを示す「筆談マーク」を配置しました。
- ・平成 29 年度にヘルプマークを 700 個作成し、平成 29 年 11 月より、障がい者支援課、関宿支所、各出張所において、ヘルプマークの配布を開始しました。また、千葉県が健康福祉センター、市町村を通じて、ヘルプカードの配布を開始しました。
平成 29 年度

区分	配布個数
ヘルプマーク	475 個

- ・平成 29 年 11 月に、野田市が全国手話言語市区長会に加入しました。
(千葉県においては、平成 28 年 6 月に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が施行されました。)
- ・身体障害者手帳の所持にかかわらず、軽度・中等度難聴児（18 歳未満）に対して、健全な言語、社会性の発達を支援することも目的に補聴器の購入の費用の一部を助成しています。
平成 29 年度

区分	件数
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	2 件

【事業、施策などの課題】

- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人のニーズに対応するため、引き続き支援体制の強化する必要があります。
- ・窓口において、意思疎通に困難を抱える障がいのある人の利便性の向上を図る必要があります。

- ・千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、意思疎通支援体制の充実に努める必要があります。
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座の受講者が、定員数に達していません。

【事業、施策などの方針】

- ・コミュニケーションボードを活用した知的障がいのある人や自閉症の人などが意思疎通を行いやすくなるような環境づくりを推進します。
- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対応するため、同行援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕者等の養成研修を推進し、支援体制の充実に図りながら、PRに努め、市民への理解を呼び掛けていきます。
- ・設置通訳者以外の意思疎通支援方法も、検討していきます。

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上
担当課	障がい者支援課、防災安全課、社会教育課(公民館)

【事業、施策などの現状】

- ・点字・声の広報等発行事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。
(視覚障がいのある人を対象に、市報のだをCD及び点訳ダイジェスト版に作成し、対象者に送付しています。)

平成 29 年度

区分	対象者	実施回数
CD	22 人	24 回
点訳	6 人	24 回

- ・聴覚障がいのある人に対して、防災行政無線の戸別受信機及び戸別文字表示器の貸与を実施しています。
- ・視覚障がいのある人を対象とした中途視覚障害者自立更正支援事業の利用があります。事業内容は、歩行訓練、点字、ワープロ、日常生活動作訓練があります。
- ・障害福祉サービスのうち機能訓練(国立障害者リハビリテーションセンター)において、視覚障がいのある人を対象とした歩行訓練、点字、ワープロ、日常生活動作訓練があります。
- ・野田公民館において、視覚障がい者協会の協力を頂き視覚障がいのある人のためのパソコン補修講習会を行っています。

平成 29 年度

事業名	内容
パソコン補習講習会	毎月第 2 土曜日 午前 10 時から正午ごろまで

- ・野田公民館情報活用コーナーに視覚障がいのある人が使用可能なパソコンを設置し利用いただくとともに、年に 1 回、視覚障がいのある当事者を講師に、視覚障がいのある人のためのパソコン講座を開催しています。

【事業、施策などの課題】

- ・点字・声の広報等発行事業の対象とする文書を充実させる必要があります。
- ・野田公民館情報活用コーナーを利用する障がいのある人及び支援グループが少数にとどまっているため、周知を図り、障がいのある人に対応する機器利用の促進を図る必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・点字・声の広報等発行事業の充実に努めます。
- ・引き続き野田公民館情報活用コーナーでの視覚障がいのある人のIT活用を促進す

るための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器活用の周知をより一層図ります。

3 防災、防犯などの推進

事業番号・事業名	3 防災、防犯などの推進
	(1) 防災対策の推進
担当課	障がい者支援課、防災安全課

【事業、施策などの現状】

- ・自主防災組織の協力により、避難所開設訓練を実施しています。
- ・防災関係機関・事業者・市民などの参加により総合防災訓練を実施しています。
- ・大規模な地震、風水害その他の災害が発生し避難所開設が長引く場合に配慮を必要とする障がいのある人（要配慮者³）を受け入れる福祉避難所⁴について、平成 25 年 10 月 9 日にバリアフリー化され、施設内の安全性、利便性が確保されている障害者支援施設及び特別支援学校と協定を締結しました。

福祉避難所

施設名	法人名等	所在地	備考
くすのき苑	(社福) いちいの会	野田市木間ヶ瀬 3121 番地	障害者支援施設
野田特別支援学校	千葉県	野田市鶴奉 147 番地の 1	公立学校
野田芽吹学園	(社福) 野田芽吹会	野田市下三ヶ尾 875 番地の 1	障害者支援施設

- ・平成 29 年度避難所開設訓練の実施に伴い、川間公民館において福祉避難スペース⁵の確保を実施し、障がいのある人と避難生活を共にすることを想定して避難者（訓練に参加した人）に障がいの特性を理解していただくため、野田市手をつなぐ親の会「キャラバン隊まめっ娘」が参加し、障がいの特性について、説明を行いました。

【事業、施策などの課題】

- ・地域防災計画に沿い、福祉避難所と連携し、災害時の支援体制の整備を強化する必要があります。
- ・今後も、障がいのある人が増加することが見込まれることから、新たな福祉避難所を検討する必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を推進します。

³防災政策において特に配慮を要する障がいのある人

⁴二次的に要配慮者を収容する施設

⁵一般の避難所の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定します。専門性の高いサービスは必要としないものの、避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者が避難する場所になります。

- ・障がいのある人の増加、福祉避難所として対応できる施設を選考し、新たな福祉避難所を検討します。

事業番号・事業名	3 防災、防犯などの推進
	(2) 防犯対策の推進
担当課	障がい者支援課、防災安全課

【事業、施策などの現状】

- ・野田市立あおい空の短期入所においては、玄関を施錠し、警備会社が建物内の巡回を実施しています。
- ・市内の障害者支援施設においては、利用者の高齢化に伴い、歩行時のつまずきや、突発的な発作などを確認することが目的になりますが、防犯カメラが設置されています。
- ・平成 28 年 7 月に、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことを受けて、厚生労働省から「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」通知がありました。
- ・北部地区に設置した「まめばん」とともに、青色回転灯搭載の防犯パトロール車両 2 台による市内全域のパトロールを行い犯罪の抑止に努めています。
- ・ひったくりなど路上犯罪を減少させるため、野田市内に防犯カメラを 75 台（平成 30 年 3 月末現在）設置し犯罪の抑止に努めています。

【事業、施策の課題】

- ・障がいのある人への理解及び障がいのある人が入所している障害者支援施設への理解が必要です。

【事業、施策などの方針】

- ・地域の人との交流を深めることにより、障がいのある人について理解し社会福祉施設などにおける障がいのある人の安全の確保に努めていきます。
- ・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めます。また、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時にはパトロールを強化します。
- ・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。

事業番号・事業名	3 防災、防犯などの推進
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
担当課	市民生活課

【事業、施策などの現状】

- ・消費生活センターのPRを行うとともに、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図っています。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人を消費者被害から守るため、障がいのある人に相談窓口となる消費生活センターをPRするとともに、関係機関と連携して出前講座などを推進する必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・障がいのある人の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

事業番号・事業名	4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止
担当課	障がい者支援課、生活支援課、社会福祉協議会 人権・男女共同参画推進課

【事業、施策などの現状】

- ・毎年、市報のだ（10月～12月）に、障害者虐待防止法の記事を掲載しています。
- ・障がい者支援課に「野田市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人への虐待について、通報・届出の受付、あるいは相談に対応しています。
- ・毎月、各出張所、関宿支所、公民館、会館、保健センター、社会福祉協議会などに配布している相談チラシ（当事者・関係者相談日、専門相談日の掲載案内）に、野田市障がい者虐待防止センターについてを掲載しています。
- ・野田市社会福祉協議会が野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しています。

平成 29 年度の障がいのある人の後見等の市長申立て件数

区分	件数
市長申立て件数	1 件

平成 29 年度の野田市障がい者虐待防止センターの相談、通報の件数

区分	件数
通報、届出件数	13 件
虐待認定件数	2 件

平成 29 年度の野田市成年後見支援センターの後見支援員数と後見等受任件数

区分	件数
後見支援員数	3 人
後見等受任件数	4 件

【事業、施策などの課題】

- ・市民・福祉施設従事者、民間事業所に対して、障害者虐待防止法の啓発、周知に努める必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めます。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会、専門部会）と連携し、心の作品展事業を通じて、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
- ・障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。

事業番号・事業名	4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	(2) 障がい理由とする差別の解消の推進
担当課	障がい者支援課、人権・男女共同参画推進課

【事業、施策などの現状】

- ・ 障害者差別解消法第 10 条に基づき「障がい理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領」を策定し、職員研修を実施しています。
- ・ 障害者総合支援法第 89 条の 3 及び、障害者差別解消法第 17 条第 1 項に基づいて、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会・専門部会）を整備し、専門部会には、相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会を配置しています。
- ・ 市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施しました。

平成 29 年度

区分	件数
障がい理由とする差別に関する相談	3 件

【事業、施策などの課題】

- ・ 市民・福祉施設従事者、民間事業所に対して、障害者差別解消法の啓発、周知に努める必要があります。
- ・ 市職員に対して、障がい理由とする差別の解消の推進及び障がい特性の理解を促進し意識向上に努める必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・ 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がい理由とする差別の解消の推進と、障がい特性の理解に努めます。
- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における広域専門指導員、地域相談員と連携を図り、県条例の普及に努めます。
- ・ 引き続き市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施します。

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(1) 意思決定支援の推進
担当課	障がい者支援課、生活支援課、社会福祉協議会

【事業、施策などの現状】

- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度について、障がい福祉ガイドブックにて制度の紹介を行い、普及啓発に努めています。
- ・野田市成年後見支援センターについて、障がい福祉ガイドブックにて紹介を行っています。
- ・特定援助対象者法律相談援助制度について、障がい福祉ガイドブックにて紹介を行っています。
- ・障がい者支援課が受けた相談支援件数
平成 29 年度

区分	件数
障がい者相談件数	846 件
うち、権利擁護に関する支援	59 件

- ・野田市社会福祉協議会が野田市成年後見支援センターを開設しています。
- ・野田市成年後見支援センターに後見支援員が登録されており、市民後見人として活躍することを目標としています。
- ・障害福祉サービス、障がい児の福祉サービスの利用に当たり、原則として相談支援専門員が「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重してサービス等利用計画(案)、障害児支援利用計画(案)を作成しています。
(このほかに、セルフプラン、ケアプランによる対応があります。)
- ・市内には、相談支援専門員が配置されている相談支援事業所が 10 事業所あり、そのうち千葉県相談支援従事者専門コース別研修(精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修)修了事業所は 2 事業所です。

【事業、施策などの課題】

- ・障害年金などの個人の財産については、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援する必要があります。
- ・障がいのある人の高齢化、重度化、「親亡き後」を見据え、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用する人が増加することが想定されます。
- ・相談支援の利用者が増加しており、相談支援専門員の人数が不足しています。

【事業、施策などの方針】

- ・引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。
- ・知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な人が、速やかな成年後見制度が利用できるように努めます。
- ・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画(案)及び障害児支援利用計画(案)について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めます。
- ・国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めます。
- ・千葉県が実施する研修(相談支援に関する研修など)を必要に応じて、相談支援事業所など支援機関に周知し、研修の受講を促し、相談支援事業所などの支援機関の技量向上を図ります。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(2) 相談支援体制の構築
担当課	障がい者支援課、高齢者支援課、介護保険課

【事業、施策などの現状】

- ・相談支援機能強化として、市内の地域活動支援センター 型の事業者と、近隣市の相談支援事業を受託し、野田圏域に捕らわれない相談支援事業者に、相談支援事業を委託しています。

相談支援事業所 事業所数：2

- ・市内に指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所があり、計画相談支援、障害児相談支援、基本相談支援を実施しています。

相談支援事業所 事業所数：10

- ・野田市障がい者団体連絡会の協力により「当事者関係者相談」を実施し、野田特別支援学校、中核地域生活支援センターのだネット、サポートセンター沼南、地域活動支援センターさくら、障がい者相談員の協力により「専門相談」を実施しています。
- ・当事者関係者相談は、障がいのある当事者が相談に応じる体制としています。

当事者関係者相談 予約制

区分	実施日	時間	団体等
視覚障がい者相談	第1火曜日	午前10時から正午まで	野田市視覚障がい者協会
聴覚障がい者相談	第1火曜日	午後1時30分から 午後3時30分まで	野田市中途失聴者・ 難聴者の集い「みみ づくの会」
知的障がい者相談	第1水曜日	午前10時から正午まで	野田市手をつなぐ親 の会 野田市自閉症協会
身体障がい者相談	第1水曜日	午後1時30分から 午後3時30分まで	野田市身体障がい者 福祉会 野田市肢体不自由児 者父母の会
ろうあ者相談	第3火曜日	午前10時から正午まで	野田市聴覚障害者協 会
精神障がい者相談	第3火曜日	午後1時30分から 午後3時30分まで	市内の地域活動支援 センター

専門相談 予約制

区分	日時	時間	団体等
発達教育相談	第1、第3月曜日	午後1時30分から 午後4時まで	野田特別支援学校
生活療育相談	第1木曜日	午後1時30分から 午後4時まで	中核地域生活支援センター
就労者生活相談	第3木曜日	午後1時30分から 午後4時まで	サポートセンター 沼南
こころの生活相談	第4火曜日	午後1時30分から 午後4時まで	地域活動支援センターさくら
生活支援相談	第4木曜日	午後1時30分から 午後4時まで	障がい者相談員

- ・指定管理者が管理しているあさひ育成園、こだま学園において、外来療育相談を実施しています。

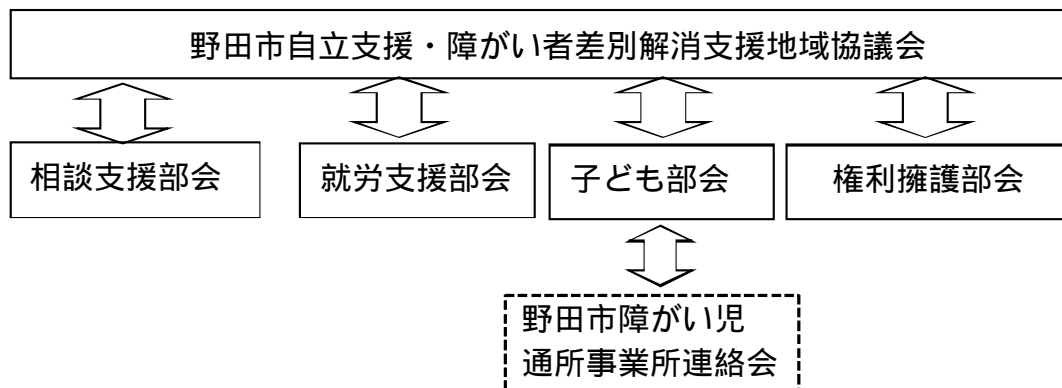
外来療育相談 予約制

区分	日時	時間
あさひ育成園	毎週木曜日	午後3時から午後5時まで
こだま学園	毎週火曜日	午前9時から正午

- ・野田市障がい者団体連絡会の推薦による11名を野田市障がい者相談員とし相談業務を委託しています。
(野田市障がい者相談は、身体障害者福祉法第12条の3に規定する身体障害者相談員及び知的障害者福祉法第15条の2に規定する知的障害者相談員です。)
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会について、本会と4つの専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会)を配置し、それぞれの部会が課題に対して意見交換などを実施しています。
- ・子ども部会においては、障がい児通所事業所連絡会を設けて、事業所との意見交換会を実施しています。
(平成28年11月、障害者総合支援法第89条の3に基づく野田市地域自立支援協議会について、障害者差別解消法第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会の機能を追加した野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組し、併せて専門部会についても、権利擁護部会を追加しました。)

組織図

障害者総合支援法第 89 条の 3、障害者差別解消法第 17 条による協議会



<平成 29 年度>

区分	開催回数
本会	2 回
相談支援部会	3 回
就労支援部会	3 回
子ども部会	4 回
権利擁護部会	3 回
障がい児通所事業所連絡会	2 回

【事業、施策などの課題】

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所同士の連携と、相談支援事業所間を調整、取りまとめをする機関の設置を検討する必要があります。
(障害者総合支援法第 77 条の 2 に基づく基幹相談支援センター)
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援、障害児相談支援における質の高い事業所を評価する制度について、周知が必要です。

区分	サービス	内容
支援 評価	モニタリング実施 標準期間の見直し	居宅介護者が 6 月ごとから 3 月ごとに 障害者支援施設入所者が 1 年ごとから 6 月ごと 他
支援 評価	相談支援専門員 1 人当たりの標準担 当件数の設定	1 人の相談支援専門員が担当する 1 月の標準担当件 数は 35 件
支援 評価	特定事業所加算の 見直し	事業所における相談支援専門員の複数人配置などを 評価
支援 評価	高い質と専門性を 評価する加算創設	初回加算、入院時情報関係加算、退院・退所加算、 サービス担当者会議実施加算など 7 項目

- ・障害者総合支援法の改正に伴い、共生型サービスが創設されたことや長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢期の障がいのある人に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減などを踏まえ、両サービスの円滑な利用を促進するため、介護支援専門員との連携が重要になります。

【事業、施策などの方針】

- ・障害者総合支援法第 77 条の 2 に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携を図ります。
- ・地域生活支援拠点において、短期入所、グループホームの整備に合わせて相談支援の充実を図ります。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用して、障がいのある人などの支援の困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組について、引き続き協議、決定し、解決に向けて、取り組めます。
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の影響を見ながら、障害福祉サービスの利用推進を図ります。
- ・相談支援専門員と介護支援専門員が支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携の強化を図ります。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(3) 地域移行支援、在宅サービスなどの充実
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

・市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所の事業所数は次のとおりです。

1 訪問系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
居宅介護事業所	15
重度訪問介護	13
同行援護	2
行動援護	1

2 訪問系サービス（地域生活支援事業）

区分	事業所数
訪問入浴サービス	1（委託事業所）

3 日中活動系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
生活介護	10
短期入所	6（うち法外1）
共生型生活介護	1

4 施設系・居住系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
施設入所支援	2
共同生活援助（グループホーム）	23

5 訓練系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
自立訓練（生活訓練）	1

6 就労系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
就労移行支援	1
就労継続支援A型	3
就労継続支援B型	6

7 日中活動系サービス（地域生活支援事業）

区分	事業所数
一時支援事業	8
移動支援事業	6
地域活動支援センター	4

- ・千葉県において6番目の重症心身障がい児者施設（東葛地区では初めての施設）が開所しています。
- ・地域活動支援センター運営費等補助金交付規則に基づいて、野田市援護者が利用している市内4か所、市外3か所の地域活動支援センターに補助金を交付しています。
- ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会（千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する障害者グループホーム等支援事業）にオブザーバーとして参加し、意見交換を行っています。
- ・障がいのある人にも対応した特別養護老人ホーム「船形サルビア荘」の入所検討委員会に、オブザーバーとして参加し、入所検討を行っています。
- ・東葛地域医療的ケア連絡協議会に参加し、意見交換を行っています。
- ・障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターの利用者に対し、傷害保険料及び通所者交通費を助成しています。

平成 29 年度

区分	件数
傷害保険料の助成	341 件

平成 29 年度

区分	件数
通所者交通費の助成	266 件

【事業、施策などの課題】

- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、支援評価、報酬見直し、上限設定、サービスの創設、報酬設定された制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容
支援 評価	重度訪問介護 入院中の支援評価	障害支援区分6の人が、病院、診療所、介護老人保健施設への入院中のコミュニケーション支援を提供
報酬 見直	同行援護 基本報酬の見直し	外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化
上限 設定	短期入所 利用日数の見直し	・連続利用日数は30日限度(既存利用者は1年猶予) ・年間利用日数180日目安 (いずれも自治体判断により、やむを得ない場合は例外可)

区分	サービス	内容
創設	日中サービス支援 共同生活援助	グループホームの新たな類型（障がいのある人の重度化、高齢化に対応）
創設	自立生活援助	一人暮らしを希望する障がいのある人の意思を尊重した地域生活支援
創設	就労定着支援	就労移行支援などを利用して、一般就労に移行した障がいのある人の就労に伴う生活上の支援
加算 見直	加算単位の見直し （送迎加算）	自動車維持費の低下を踏まえて適正化を図る 生活介護において、重度の障がいのある人の送迎に対して、単価を見直す

- ・共生型サービスでは、生活介護事業所、短期入所施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所と、介護保険のデイサービス（通所介護）事業所の併用が可能となり、支援員の変更がないなどの利点がありますが、利用者がどのような影響を受けるか注視する必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・地域移行支援、共同生活援助（グループホーム）及び平成 30 年度より創設された就労定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図ります。
- ・共生型サービスについて、生活介護事業所、短期入所施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所と、利用者の双方の声を聴きながら、影響について検証していきます。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実
担当課	障がい者支援課、保健センター（子ども支援室） 児童家庭課、保育課

【事業、施策などの現状】

- ・市内の在宅サービスの事業所数（障がい児の福祉サービス）

区分	事業所数
児童発達支援事業所	15
放課後等デイサービス事業所	15
保育所等訪問支援	1

- ・千葉県事業

区分	事業所数
千葉県障害児等療育支援事業	1（千葉県の委託事業所）

- ・子ども支援室が開催する療育支援会議に参加し意見交換を行っています。
- ・児童家庭課及び保健センターが保育所への巡回相談を実施しているほか、児童家庭課で学童保育所及び子ども館への巡回相談を実施しています。巡回時に保護者からの子育てに関する相談に応じたり、障がいの疑いのある子どもの早期発見に努めています。

- ・言語障がい児童に対する個別指導や、言葉に関する心配をお持ちの保護者の方の相談を野田ことば相談室及び関宿ことば相談室において行いました。

<平成 29 年度 相談実績>

区分	件数
ことば相談室 相談件数	1,651 件
「就学に向けての学習会」の講演会	43 人

- ・子育て支援センター、子育てサロン、つどいの広場等において育児相談や子育て講習会などを実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体などの交流会を開催し連携を図りました。

<平成 29 年度 利用実績>

区分	延利用人数
子育て支援センター（4 か所）	7,358 人
子育てサロン（3 か所）	20,424 人
つどいの広場	5,165 人

- ・子ども支援室に、保健師や心理士などの専門職を配置し、妊娠期から18歳までの子どもや保護者の相談体制を充実させるとともに、支援が必要な子どもを早期に療育などの支援につなげることに努めています。
- ・毎月1回開催している療育支援会議では、関係機関の意見交換や、相談のあった児の状況から望ましい支援について検討し、意見書を発行しています。意見書により、診断書や手帳を取得していない児が早期に児童発達支援や放課後等デイサービスの利用を開始することができます。

【事業、施策などの課題】

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、支援評価、報酬見直、上限設定、サービスの創設、報酬設定された制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容
創設	居宅訪問型 児童発達支援	医療的ケアなどの重度の障がいのある児で、障害児通所支援事業所の外出が著しく困難な場合、居宅を訪問しての支援
報酬 見直し	放課後等デイサービス 基本報酬の見直し	障がいのある児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定し、更に短時間報酬を設定
報酬 見直し	自己評価結果等の公表	自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援、放課後等デイサービスが、未公表の場合は減算

- ・共生型サービスでは、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と、介護保険のデイサービス（通所介護）事業所の併用が可能となり、支援員の変更がないなどの利点がありますが、利用児がどのような影響を受けるか注視する必要があります。
- ・言語発達遅滞以外のコミュニケーション障がいや集中できないなどの発達障がいの疑いのある利用児が多くなってきているため、それらの利用児も含めて言語発達遅滞として一括して指導する必要があります。
- ・子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合う中で交流を図るとともに、育児相談などを行う場として、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。しかし、子育て中の悩みや相談が複雑化しており、より専門的な知識が必要となっています。
- ・療育支援会議では、意見書の発行に係る意見交換や、関係機関とのより良い支援体制と連携方法について検討していく必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・療育支援の障害福祉サービスの適正な利用を図ります。

- ・児童家庭課と保健センターが保護者からの相談に応じ、保護者が専門的な療育を求めた障がいの（疑いの）ある子どもについては、障害児通所サービスや相談支援専門員の利用につながるよう子ども支援室及び障がい者支援課に案内しています。
- ・市内在住の未就学児について、引き続き言語発達遅滞、きつ音などが見られる言語障がいのある児に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ子育て支援の促進を図ります。
- ・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室、出前保育、育児相談などの充実、また、子育て支援センターを中心に他機関との連携を図ります。
- ・子ども支援室において、関係機関の巡回相談などの実施を検討していきます。
- ・共生型サービスについて、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と、利用者の双方の声を聴きながら、影響について検証していきます。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(5) 障害福祉サービスの質の向上など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・サービスを利用する児童の利便性向上を目的に市のホームページにおいて「放課後等デイサービス自己評価表⁶」を公表しています。
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において、放課後等デイサービス事業者はおおむね1年に1回以上、ホームページや事業所内に公表します。
- ・就労継続支援A型事業所、児童発達支援通所事業所及び相談支援事業所に対する実地指導を実施しました。今度も、事業所の適正な運営に関して、必要に応じて実地指導を実施します。
(指導内容：人員に関する基準、運営に関する基準、給付費の取扱い及び事故発生時の対応)

【事業、施策などの課題】

- ・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図り、利用を支援する必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・必要に応じて、障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所などに立入検査を実施します。
- ・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図り、利用を支援します。

⁶放課後等デイサービス事業者が放課後等デイサービスガイドラインに沿って評価及び改善内容を記載したもの

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保
担当課	障がい者支援課、こぶし園、行政管理課、人事課

【事業、施策などの現状】

- ・職員採用試験において、社会福祉士、理学療法士、作業療法士などの福祉専門職を募集し、採用後は、保健福祉部又は児童家庭部において専門職として勤務しています。

平成 30 年 4 月 1 日採用状況

区分	人数
社会福祉士	2 人
理学療法士	1 人
作業療法士	1 人
計	4 人

- ・市立の障害福祉サービス事業所及び障害児通所事業所では、福祉専門職が勤務しています。

平成 30 年の勤務状況（常勤、非常勤含む）

障害福祉サービス事業所

事業所名	福祉専門職	H30.4.1 現在の人数	H30.10.1 現在の人数	増減
野田市立あおい空 (生活介護)	介護福祉士	8 人	8 人	
	正看護師	1 人	1 人	
	准看護師	3 人	3 人	
	社会福祉士	1 人	1 人	
野田市立あすなる職業 指導所 (生活介護) (就労継続支援 B 型)	正看護師	1 人	1 人	
	准看護師	1 人	1 人	
	保育士	2 人	3 人	1 人増
	介護福祉士兼保育士	1 人	1 人	
	介護福祉士	0 人	1 人	1 人増
野田市立こぶし園 (生活介護)	正看護師	1 人	1 人	
	-			
野田市心身障がい者福祉 作業所 (生活介護) (就労継続支援 B 型)	介護福祉士	4 人	4 人	
	准看護師	1 人	1 人	
	-			
	-			

事業所名	福祉専門職	H30.4.1 現在の人数	H30.10.1 現在の人数	増減
野田市関宿心身障がい者 福祉作業所 (生活介護) (就労継続支援B型)	社会福祉士	1人	1人	
	正看護師	1人	1人	
	-			
	-			

障害児通所事業所

事業所名	福祉専門職	H30.4.1 現在の人数	H30.10.1 現在の人数	増減
野田市立あさひ育成園 (児童発達支援)	保育士	4人	3人	1人減
	正看護師	1人	2人	1人増
	准看護師	1人	0人	1人減
野田市立こだま学園 (児童発達支援) (保育所等訪問支援)	社会福祉士	1人	2人	1人増
	社会福祉士兼保育士	1人	1人	
	保育士	5人	4人	1人減
	臨床発達心理士	0人	1人	1人増

- ・意思疎通支援者派遣事業において、非常勤一般職員として手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び要約筆記奉仕員を任用しています。

平成30年の勤務状況（非常勤一般職員）

区分	人数
手話通訳者5人 手話奉仕員1人	6人
要約筆記者6人 要約筆記奉仕員4人	10人
計	16人

1人が手話通訳者及び要約筆記者を兼務しているため、実人数は15人になります。

障がい者支援課職員の研修状況

- ・社会福祉主事の任用を受けている職員は、相談支援従事者初任者研修を受講し修了証書の交付を受けています（相談支援専門員の資格を取得しています。）
- ・千葉県（委託による研修を含む。）が主催する様々な研修を受講しています。

<平成29年度 主な研修受講状況>

区分	人数
市町村障害者虐待防止担当者連絡会議	3人
千葉県相談支援従事者初任者研修	2人

区分	人数
相談支援従事者等専門コース別研修	1人

- ・このほか、こぶし園においては、自立活動研修会（身体支援研修会）を計画的に進め、児童に関係する課においても、専門的な研修を適時実施しています。

【事業、施策などの課題】

- ・福祉専門職の職員確保は、今後の事業継続に影響を与えることが考えられます。
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座の受講者が、定員数に達していません。
- ・障がい福祉を支える人材の育成のため、手話奉仕員養成講座などへの職員の受講を促進させる必要があります。また、障がい福祉関係職員や市職員（指定管理者の職員を含む。）が、様々な研修などを通じて、障がい特性及び合理的配慮の理解を深める必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・引き続き福祉専門職の職員を確保し、必要に応じて障がい者支援課などへの配置を進めます。
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記養成講座、同行援護従事者養成研修、点訳・音訳ボランティア講座などを含めた福祉専門職の人材養成講座について、市民への周知に努めます。また、職員に対しても各種養成講座の周知を強化し、受講者の増加に努めます。
- ・障がい福祉関係職員が、様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知に努めます。
- ・今後も市職員（指定管理者の職員を含む。）が、様々な研修などに参加できるよう努めます。
- ・平成 29 年 11 月に千葉県が作成した千葉県福祉人材確保・定着推進方針の下、福祉的就労の定着及び底上げを図ります。

6 保健・医療の推進

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(1) 精神保健・医療の適切な提供など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・千葉県野田健康福祉センターが開催する野田保健所地域精神保健福祉連絡協議会に参加し、意見交換を行っています。
- ・千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する事業者である中核地域生活支援センターのだネットが開催する野田圏域連絡調整会議に参加し、意見交換を行っています。
- ・千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する千葉県精神障害者地域移行支援事業で実施していた「こころの作品展」を、平成 29 年度は、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会（相談支援部会）が中心となり、市役所 1 階ふれあいギャラリーにおいて開催しました。
- ・千葉県高次脳機能障害支援拠点機関が開催する会議に参加し、意見交換を行っています。
- ・医療観察法に基づき、精神疾患による患者のケア会議に参加し、意見交換を行っています。

<平成 29 年度>

主催者	ケア会議実施回数
市内病院	4 回
市外病院	10 回
計	14 回

- ・家族学習会の研修会、講演会を支援しています。

【事業、施策などの課題】

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場及び、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の在り方を検討する必要があります。
- ・家族学習会の周知が必要です。

- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、精神障がいのある人の地域移行の推進が図られ、その周知が必要です。

区分	サービス	内容
加算	精神障害者地域移行特別加算	グループホームにおける精神障がいのある人の支援を評価（退院から 1 年以内）
創設	地域移行支援サービス費	地域移行支援における地域移行実績などの評価
創設	自立生活援助	一人暮らしを希望する障がいのある人の意思を尊重した地域生活支援
加算	社会生活支援特別加算	医療観察法対象者への支援

【事業、施策などの方針】

- ・保健、福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ・地域移行支援や平成 30 年度に創設された自立生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(2) 保健・医療の充実など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・障がいのある人の医療費のうち、自己負担の一部または全額について助成をする「重度心身障がい者医療費助成」を実施しています。

(所得制限、年齢制限があります。)

平成 29 年度

区分	内容
対象者	身体障害者手帳（等級：1 級から 3 級）を所持する人
	療育手帳（等級：最重度、重度、中度）を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳（等級：1 級）を所持する人
受給者数	3,344 人

- ・精神障がいのある人及び保護者に対し、医療費（入院療養費）の自己負担の一部を助成する「精神障がい者入院医療費助成」を実施しています。（所得制限がありません。）

平成 29 年度

区分	内容
対象者	野田市に引き続き 1 年以上住民登録があり、精神疾患のため継続して 1 か月以上入院している人
受給者数	131 人

「重度心身障がい者医療費助成」と「精神障がい者入院医療費助成」は重複受給できません。

- ・自立支援医療（精神疾患の治療のため、通院に係る医療費の自己負担が原則 1 割負担となる「精神通院医療」、身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の人で対象の疾病治療に対する医療費を軽減する「更正医療」、身体障がいのある、あるいは現存する疾患を放置すると障がいを残すと認められ、確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の人の医療費を軽減する「育成医療」）を実施しています。

平成 29 年度

区分	受給者数
更生医療	105 人
育成医療	22 人

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を初めて交付申請する人に診断書作成料の助成を実施しています。

平成 29 年度

区分	件数
身体障害者手帳	289 件
精神障害者保健福祉手帳	107 件

- ・地域活動支援センターなどに巡回歯科診療車（ビーバー号）による歯科検診、歯科保健指導を実施しています（千葉県が、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託しています。）
- ・千葉県において 6 番目の重症心身障がい児者施設（東葛地区では初めての施設）

事業所名	種別	備考
東葛医療福祉センター光陽園	療養介護	野田市援護者 6 人（者 5 人児 1 人）

利用者は、超重症心身障がい、準重症心身障がいのある人も入所しています。気管切開、人工呼吸器、胃チューブ、胃ろうなどの医療的ケアの対応がされています。

- ・市立の障害福祉サービス事業所において、看護師による医療的ケアへの対応を実施しています。

事業所名	種別	対応している内容
野田市立あおい空	生活介護	胃ろう、喀痰吸引、導尿
野田市立あさひ育成園	児童発達支援	胃ろう、酸素吸入、人工呼吸器

【事業、施策などの課題】

- ・障害福祉サービス事業、特に短期入所において医療的ケアが実施できる専門職員の確保が必要です。
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、医療的ケアの人に対する支援の充実が図られたことの周知が必要です。

区分	サービス	内容
加配 創設	看護職員加配加算の創設	一定の基準を満たす医療的ケア児に対する看護職員の加配を評価
加算 拡充	医療連携体制加算の拡充	医療的ケア児に対する支援を、外部の看護職員が訪問して支援した場合を評価
創設	居宅訪問型児童発達支援の創設	医療的ケアなどの重度の障がいのある児で、障害児通所支援事業所の外出が著しく困難な場合、居宅を訪問しての支援
加算 拡充	送迎加算の拡充	送迎において、喀痰吸引などの医療的ケアが必要な場合、手厚い人員体制で送迎を行うことを評価
創設	福祉型強化短期入所サービス費	短期入所において、医療的ケアの人に対応する看護職員を常勤で 1 人以上配置していることを評価

区分	サービス	内容
加算 拡充	常勤看護職員等配置加算の拡充	生活介護において、医療的ケアの人に対応する看護職員を2人以上配置している場合を評価
創設	要医療児者支援体制性加算の創設	相談支援において、医療的ケアの人に対する支援体制を有している場合の評価
創設	医療・保育・教育機関等連携加算	相談支援において、医療機関、保育機関などと必要な協議をした上でのサービス等利用計画を評価

【事業、施策などの方針】

- ・市内の障害福祉サービス事業所において、重症心身障がいの支援及び更なる医療的ケアの必要な人が利用しやすい環境を図ります。

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
担当課	障がい者支援課、保健センター

【事業、施策などの現状】

- ・地域生活支援拠点において、障害福祉サービスあるいは様々な制度に熟知した相談コーディネーターの配置を検討しています。
- ・市内医療機関の看護師などの充足に資するため、看護師又は准看護師を養成する学校等に在学する人で、将来、市内医療機関において、看護師などの業務に従事しようとするものに対して、就学貸付金を実施しています。
(修学資金貸付金額：月額5,000円)
- ・保健センターに様々な不安や相談に対応するため理学療法士、作業療法士、心理士などの専門職を配置しています。
- ・保健師、栄養士などの専門職が研修会に参加し、専門知識の向上に努めています。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、周囲からの支援が必要となります。
- ・理学療法士及び作業療法士の専門性をいかに関係機関と連携を図る必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・障がいのある人の重度化及び高齢化に伴い、それを支える専門的人材の確保・養成を地域生活支援拠点の機能の一つとして実施します。
- ・理学療法士、作業療法士などの有資格者の適切な配置を推進します。
- ・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病などの予防から福祉サービスが適切に提供できるよう関係者会議や研修会などに参加し、意見交換や情報収集などから専門職の資質向上に努め、関係機関との連携強化を図ります。

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(4) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療
担当課	保健センター、児童家庭課

【事業、施策などの現状】

- ・乳幼児健康診査では、発育・発達状態、栄養の状態、疾病の有無などの医学的診査及び精神発達等の相談・指導などの多角的な健康診査により、心身障がいを早期に発見し、不安の軽減・早期支援に努めました。
- ・低出生体重児健診（すくすく健診）を実施し発育・発達の確認と疾病の早期発見に努め、育児支援を通して安心して育児ができるようサポートしました。また、医療機関で行う妊婦健康診査（14回分）乳児健康診査（2回分）の助成をしました。
- ・生活習慣病からなる障がいの原因を予防するため、特定健康診査、後期高齢者健康診査を実施し、健診の結果により特定保健指導をしました。
- ・骨粗しょう症予防のための「骨太教室」を開催し、2会場4回で80人の参加者がありました。

平成 29 年度乳幼児健康診査の実績

健康診査	対象者数	受診者数	受診率
3 か月児健康診査	885 人	859 人	97.1%
1 歳 6 か月児健康診査	951 人	932 人	98.0%
3 歳児健康診査	1,049 人	970 人	92.5%
5 歳児健康診査	32 人	32 人	100.0%
低出生体重児健診	165 人	150 人	90.9%

平成 29 年度妊婦・乳児健康診査助成実績

区分	件数
妊婦健康診査助成件数	10,071 件
乳児健康診査助成件数	1,287 件

平成 29 年度健康診査等実績

特定健康診査等受診率

区分	対象者	受診者	受診率
特定健康診査	32,999 人	11,019 人	33.4%
後期高齢者健康診査	19,009 人	5,659 人	29.8%

特定保健指導利用率

区分	対象者	利用者	利用率
特定保健指導	1,315 人	206 人	15.7%

【事業、施策などの課題】

- ・妊婦・乳幼児健康診査においては、受診勧奨又は保健指導が必要なケースがあることから、関係機関と連携し、妊娠中から出産、育児へと継続した支援に努めています。今後も受診状況を把握し早期から支援していく必要があります。
- ・生活習慣病からなる障がいの原因を予防するため、特定健康診査を実施していますが、受診率が横ばいの状態にあることから、受診率の向上を図る必要があります。
- ・骨太教室を開催していますが、参加者数が横ばいのため、参加者の増加を図る必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見を一層進めるために、新生児から高齢期に至る健康保持・増進のため、乳幼児健診、特定健康診査、健康相談などの充実を図り、施策を推進します。
- ・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦健康診査、乳児健康診査の助成及び受診の勧奨を行い、妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援していきます。
- ・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。

7 行政などにおける配慮の充実

事業番号・事業名	7 行政などにおける配慮の充実
	(1) 選挙などにおける配慮
担当課	選挙管理委員会事務局

【事業、施策などの現状】

- ・投票所出入口へのスロープの設置による段差解消、土足、点字投票の対応など、必要に応じ障がいのある人が投票しやすい環境整備を実施しています。
- ・選挙啓発ポスターにおいて、音声コード Uni-Voice の導入を図りました。
- ・県選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホームなどに入院又は入所中の人は、その施設内で不在者投票を行うことができます。
- ・身体に重度の障がいがあり、下表のいずれかの要件に該当する人で、自署できる人は、自宅での郵便による不在者投票が利用できます。また、自署できない人でも、下表のいずれかの要件に該当して、更に上肢か視覚の障がいの程度（等級）が1級の場合には、代理記載制度があります。

自宅での郵便による不在者投票の該当要件

区分	障がい等の程度（等級）	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能の障がい	1級か3級
	免疫、肝臓機能の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹機能の障がい	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

【事業、施策などの課題】

- ・移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人などの利用に配慮した投票設備の設置に努める必要があります。
- ・身体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人は、不在者投票制度及び代理記載制度を利用できることの周知に努める必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・ 移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上を目指します。
- ・ 障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施の取組を促進します。
- ・ 指定病院などにおける不在者投票、郵便などによる不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。

事業番号・事業名	7 行政等における配慮の充実
	(2) 行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など
担当課	人事課、障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・平成 28 年 4 月に施行した障害者差別解消法に基づき「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領(以下「野田市職員対応要領」といいます。)」を策定しました。
- ・野田市職員対応要領において、「職員による障がいを理由とする差別」は相談窓口を人事課と定め、障がい者支援課と連携し、担当課から状況を確認した上で、人事課及び障がい者支援課が、代替案などの検討や、相談者と担当課の調整を行うなど、組織で対応することとしています。
また、相談内容を次のとおり区分し記録します。

区分

不当な差別	合理的配慮の要求	環境整備	その他
-------	----------	------	-----

- ・平成 29 年度に職員による障がいを理由とする差別に関する相談実績はありませんでした。
- ・職員が障害者差別解消法の趣旨や「心のバリアフリー」を理解し、各所属の事務事業において、障がいのある人に対する差別解消を推進できるよう研修を行います。平成 30 年度においては、新規採用職員研修、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修（補佐級と併せて実施）で実施します。
平成 29 年度の全体研修

日時	講師、参加者
平成 30 年 3 月 23 日 午前・午後開催	講師 野田市手をつなぐ親の会「キャラバン隊まめっ娘」 参加者 市職員 157 人

- ・障がいの疑似体験や家族の体験談を聴講し、障がいの特性を理解することに努めました。

【事業、施策などの課題】

- ・合理的配慮の理解及び障がいのある人の特性の理解が必要です。
- ・相談内容について、環境の整備を求められることもあります。
- ・職員は、障がいのある人に対して、野田市職員対応要領により障がいを理由とする差別の解消と障がいのある人への配慮を念頭に対応していきませんが、様々な事案が想定されることから、具体的な相談、対応などの事例を蓄積していく必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・合理的配慮の提供を実施します。
- ・可能な限り、環境の整備に努めます。
- ・具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、必要に応じて、野田市職員対応要領の見直しを図ります。
- ・職員研修における障がい者施設などの見学及び障がい者支援課職員に対する障がい者施設などでの実習研修の実施を検討します。

8 雇用・就業、経済的自立の支援

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(1) 総合的な就労支援
担当課	障がい者支援課、商工観光課

【事業、施策などの現状】

- ・障がいのある人の就労を支援するため、雇用促進奨励金、若年者等トライアル雇用奨励金及び障がい者職場実習奨励金の3種類の奨励金を交付しました。
- ・若年者等トライアル雇用奨励金は、ここ数年交付実績がなかったことから、平成30年度から制度を廃止しました。

平成29年度

奨励金名	件数
野田市雇用促進奨励金	56件
野田市若年者等トライアル雇用奨励金	0件
野田市障がい者職場実習奨励金	11件

- ・障がいのある人の法定雇用率達成指導や市内の障がいのある人の雇用状況及び各種支援制度を紹介した冊子「障がい者・高齢者の雇用安定のための各種支援等措置のご案内」を改訂し、雇用促進奨励金制度及び障がい者職場実習奨励金制度の周知を図りました。
- ・野田市工業団地連絡会、関宿工業団地連絡協議会などを対象に「障がい者雇用促進説明会」を開催し、障がいのある人の雇用の安定・促進を図りました。

実施日	参加企業	参加者
平成30年3月2日	8社	8人

- ・千葉県が障害保健福祉圏域ごとに配置する障がいのある人の就労を支援する「障害者就業・生活支援センター」の事務室が、本庁舎にあります。
- ・平成30年4月1日から障がいのある人の法定雇用率が0.2%引き上げられました。さらに3年後の4月までに、0.1%引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率	
	平成30年4月1日以降	3年後の4月まで
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

なお、対象となる民間事業所の範囲は、平成30年4月1日以降、従業員50人以上から45.5人以上に拡大しました。

- ・平成 30 年 4 月 1 日から障がいのある人の雇用義務対象者に、精神障がいのある人が加わりました。
- ・従業員のうち、身体障がいのある人が、身体障害者補助犬を同伴する基準が引き上げられました。

事業主区分	従業員数	
	平成 30 年 4 月 1 日以降	備考
民間企業	45.5 人以上	当分の間（43.5 人以上）

- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座が始まります。

【事業、施策などの課題】

- ・障がい者職場実習奨励金の交付実績が減少傾向にあるため、更なる制度の周知に努めるとともに、奨励金交付後に常用雇用に結び付いているかの検証を行う必要があります。
- ・民間企業の障害者雇用率が、平成 30 年 4 月より 2.2%、3 年を経過する前までに 2.3%に引き上げられます。障がいの種別を問わない雇用支援に努める必要があります。
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「身体障害者補助犬法」の周知に努める必要があります。
- ・精神・発達障害者しごとサポート養成講座の周知に努める必要があります。
- ・学校を卒業見込みの学生が、学校の就職支援担当者のアドバイスを受けて、障がい者手帳や、障害福祉サービス（訓練等給付）の利用に関する相談があります。

【事業、施策などの方針】

- ・障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。
- ・引き続き、関係機関と連携して、周知強化による雇用促進奨励金及び障がい者職場実習奨励金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結び付くように努めます。

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(2) 障がい者雇用の促進
担当課	障がい者支援課、社会福祉協議会

【事業、施策などの現状】

- ・松戸公共職業安定所が主催する「松戸公共職業安定所管内障害者雇用連絡会議」に出席し意見交換をしています。
- ・障害者就業・生活支援センターは一とふるが主催する意見交換会に出席し、意見交換をしています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会の一つとして、就労に関することを議題とする就労支援部会を設置しています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会（就労支援部会、権利擁護部会）に、公共職業安定所の職員が委員として参加しています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会（相談支援部会、就労支援部会）に、障害者就業・生活支援センターの職員が委員として参加しています。
- ・斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度を自己評価する「やすらぎチャレンジシート」を継続実施し、社会参加の促進を図ります。
- ・野田市障がい者団体連絡会に障がい者施設通所者支援事業を委託しており、ゆめあぐり野田において、精神障がいのある人が就労に向けた実習をしています。

【事業、施策などの課題】

- ・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について要請していく必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・平成 28 年 4 月に施行した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）により、雇用の場における障がいのある人への差別を禁止し、募集や採用では障がいのある人とない人の均等な機会を確保し、採用後においては、障がいのある人とない人の均等な待遇や、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となる事業を改善する措置への取組及び支援を行います。
- ・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう要請し、雇用の促進を図ります。
- ・千葉県が、株式会社パソナに委託している「障害者雇用サポート事業」を活用し、障がいのある人の就労及び企業の障がい者雇用を支援します。
- ・野田市斎場内に設置している「セレシヨップやすらぎ」に従事している精神障がいのある人の社会参加の促進を実施します（野田市斎場売店事業運営委員会）。
- ・障がいのある人が、自立した生活が送れるよう障がい者施設通所者支援事業を継続していきます。

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・ 障害福祉サービスにおいて、訓練等給付を実施しています。

市内の訓練等給付の実施事業所

自立訓練（生活訓練）

指定多機能型事業所つばさ

就労移行支援

就労サポート・のだ ⁷

就労継続支援A型

ウィズパートナー

株式会社ホップ

フィールドスター

就労継続支援B型

野田市立あすなる職業指導所

（指定管理）

野田市心身障がい者福祉作業所

（指定管理）

野田市関宿心身障がい者福祉作業所 ⁸

（指定管理）

つばさ

羽の郷野田

訓練サポートセンターライフ野田

障害者就業・生活支援センター（都道府県事業）

障害者就業・生活支援センターはーとふる

【事業、施策などの課題】

- ・ 障害保健福祉圏域において、様々な障がいに応じた就労支援が行う体制を整える必要があります。
- ・ 障害者就業・生活支援センターはーとふるなどの就労支援機関と連携する必要があります。

⁷就労サポート・のだは、就労訓練の場所の一つとしてふれあい喫茶つくしんぼ市役所店及びけやき店において、店員業務を実施しています。

このほかに、市内のエコセンターでリサイクル業務（ペットボトルの仕分け）なども実施しています。

⁸野田市関宿心身障がい者福祉作業所は、福祉的就労としてふれあい喫茶つくしんぼいちい店において、店員業務に従事し、就労を体験しています。

- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、サービスの創設及び報酬の見直しがなされたため制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容
報酬 見直	就労継続支援 A 型 基本報酬の見直し	定員規模別及び 1 日平均労働時間に応じた報酬設定 (1 日の平均労働時間により基本報酬が違う)
報酬 見直	就労継続支援 B 型 基本報酬の見直し	定員規模別及び 1 日平均工賃月額に応じた報酬設定 (1 日の平均工賃月額により基本報酬が違う)
創設	就労定着支援	就労移行支援などを利用し、一般就労に移行した障 がいのある人について、生活リズムや給料の浪費な どの就労に伴う生活面の課題を支援

【事業、施策などの方針】

- ・障害者就業・生活支援センターは一とふるの意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行います。
- ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会の一つである就労支援部会において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行います。
- ・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、民間企業に就労し、就労定着することを支援します。

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(4) 福祉的就労 ⁹ の底上げ
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・市内の就労継続支援事業所¹⁰は次のとおりです。

区分	箇所数	定員合計数
就労継続支援 A 型	3 箇所	定員合計 54 人
就労継続支援 B 型	6 箇所	定員合計 99 人

- ・工賃向上に当たり、地方公共団体が発注する官公需の活用が効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定しています。
- ・千葉県においては、平成 30 年度から 3 年間の「工賃向上計画」を策定し、その計画に基づいた支援を行っています。

平成 29 年度 発注実績

区分	調達内容	発注した課
役務の提供	清掃工場清掃業務	清掃第 1 課
	リサイクルセンター清掃業務	
物品購入	コーヒー、昼食	広報広聴課
	みかん石鹸	国保年金課

- ・平成 29 年度は、障害者週間に合わせて、市役所 1 階ふれあいギャラリーにおいて、千葉県障害者就労事業振興センターよりパネルを借りて、障害福祉サービス事業所で働く障がいのある人についてを周知及び啓発しました。

【事業、施策などの課題】

- ・地方公共団体及び民間事業所による発注により、工賃を向上させる必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・今後も、障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」策定し、目標設定額の増加を図ります。
- ・庁内各課に対して、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供を行うように依頼します。

⁹就労の意欲があっても、民間企業などでは就労が難しい障がいのある人が、就労継続支援事業所などの福祉施設において生産活動に従事すること。

¹⁰障がいのある人が事業所と雇用契約を締結することを原則とする就労継続支援 A 型事業所と、雇用契約に基づかない生産活動の場である就労継続支援 B 型事業所があり、雇用計画に基づかない生産活動により、障がいのある人に支払われる賃金を工賃といいます。

9 教育の振興

事業番号・事業名	9 教育の振興
	(1) インクルーシブ教育システムの推進
担当課	指導課

【事業、施策などの現状】

- ・「野田市特別支援教育基本方針」や「野田市学校教育指導の指針」などに方針を掲げ、市内公立幼稚園、小学校及び中学校を中心に、研修会、校長会、教頭会等で周知を図っています。
- ・各学校に周知を図っている視点として、すべての児童生徒において、

授業内容が分かる。
 学習活動に参加している実感・達成感を持つ。
 充実した時間を過ごす。
 生きる力を身に付ける。

ということを基に、学校現場で日々の授業改善や環境整備などに努めています。
 (誰にとっても分かりやすく意欲が持てる授業展開の充実を図る。)

- ・研修については、校内授業研究会に各教科担当指導主事が参加し、特別支援教育の視点から助言を行っています。各校において、特別支援教育に関する校内研修も進めています。
- ・市主催の研修会として、特別支援学級等新任担当者研修会、教育課程説明会(通級指導教室・特別支援学級担当)、教育相談研修会、新規採用教職員研修会、サポートティーチャー、土曜アシスト、特別支援学級支援員等研修会などを催しています。 に関しては、キャラバン隊「まめっ娘」の皆様にも協力をしていただいています。
- ・特別支援教育連携協議会では、学識経験者、保護者(PTA代表、親の会等代表)、医療関係者、福祉関係者、労働関係者、学校関係者(幼・保・小・中・高・特別支援学校)及び教育委員会が連携し、障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、年間3回、情報交換及び意見交換を行っています。
- ・園内・校内での支援体制として、特別支援教育専門家チームの派遣、公立幼稚園における「専門家チーム巡回指導」があります。
- ・各学校において、交流活動も進められています。
 - 例) ・特別支援学級と通常の学級との交流
 - ・県立野田特別支援学校の居住校交流
 - ・なかよし運動会、たんぼぼ作品展、おひさまといっしょに、サンスマイルなどの行事への参加

- ・「早期からの教育相談と支援体制の構築」のために、教育支援委員会を中心に、丁寧な就学相談と就学先の決定を進めています。

【事業、施策などの課題】

- ・小・中学校において、若手教職員が増えていることもあり、今後、更に特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図る必要があります。
- ・就学相談の件数が年々増えています。丁寧な相談を実施するためにも、就学相談員の増員や、幼児期からの支援体制の組織作りが求められます。
- ・学校現場での環境を整えることが緊急の課題です（支援員の増員や設備面の充実など）。

【事業、施策などの方針】

- ・平成 30 年度「野田市学校教育指導の指針」の重点項目の 2 番目に「特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童生徒にとってより良い支援、幼稚園・学校生活につながるように努めていきます。
- ・専門的な知識や他機関との連携が重要であることから、連絡を密にし、円滑な支援ができるように進めていきます。

事業番号・事業名	9 教育の振興
	(2) 教育環境の整備
担当課	指導課、教育総務課
連携機関	県立野田特別支援学校

【事業、施策などの現状】

指導に関すること

- ・切れ目のない支援体制づくりや多様な学びの場の提供ができるように、公立幼稚園・小・中学校の様子を把握しながら、特別な教育的ニーズに応じた就学相談や教育相談を進めています。
- ・各学校において、交流及び共同学習の推進を図っています。
特別支援学級と通常の学級との交流
県立野田特別支援学校の居住校交流
幼・保・こ・小・中の連携活動
なかよし運動会、たんぼぼ作品展、おひさまといっしょに、サンスマイルなどの行事を通じて交流
- ・スクールカウンセラーやひばり教育相談、ひまわり相談、子ども支援室、福祉・医療機関等と連携・協力し、望ましい教育的支援ができるように取り組んでいます。
- ・教育相談による支援体制として、ひばり教育相談・適応指導教室・巡回教育相談・学校支援の相談員配置・ひまわり相談等による相談を実施しています。
- ・特別な配慮を要する幼児児童生徒には、保護者との協力の上作成した個別の教育支援計画を日常の支援に活用しています。
- ・県立野田特別支援学校には、校内支援や研修会の指導など、専門的な立場から助言を頂いています。
- ・県立野田特別支援学校における「通級による指導」を野田市教育委員会と連携し実施しています。

平成 30 年 9 月 1 日現在

利用児童	4 人
------	-----

- ・「通級による指導」により、多様な学びの場として訪問又は巡回による指導を行っています。

施設に関すること

- ・平成 29 年度は次のとおり改修を実施しました。

<平成 29 年度 学校別改修状況>

学校名	改修箇所
中央小学校	校舎から体育館への渡り廊下段差解消
福田中学校	生徒トイレ 17 台、教職員トイレ 3 台を洋式化
川間中学校	生徒トイレ 18 台、教職員トイレ 3 台を洋式化

学校名	改修箇所
岩名中学校	生徒トイレ5台、教職員トイレ2台を洋式化

【事業、施策などの課題】

指導に関すること

- ・就学相談の体制整備が必要です。
(相談員や相談場所の不足、幼児期からの相談体制の連携、相談業務の増加により事務処理がより煩雑になっているなど)
- ・特別支援学級や通級指導教室の環境整備を図ることが必要です。
(希望する児童生徒の増による通級指導教室の増設や中学校への通級指導教室設置の検討、指導者の養成、学習支援としてICT機器などの活用)
- ・配慮を要する幼児児童生徒を支援する支援員の増員が必要です。

施設に関すること

- ・障がいのある子ども一人一人に応じたきめ細かい支援ができる学校施設にするため、トイレ改修、手すりの取付けやスロープなどの整備が必要とされます。

【事業、施策などの方針】

指導に関すること

- ・幼稚園・学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聴き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取組を進めていきます。
例)・就学相談や教育相談の機会の設定
 - ・合理的配慮に応じた環境整備
 - ・特別支援教育に係る情報提供
- ・特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。
- ・次年度を見据えた環境の整備を行います。(教室環境、人材の養成など)
- ・県立野田特別支援学校は、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画、第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、平成33年度を目途に、特別支援教育の推進に向けた準備をしています。

【総合的な機能を有する特別支援学校】

知的に障がいのある子ども、知的に障がいのない肢体不自由児に対応します。

【通級による指導の拡大】

通級指導において、視覚障がい、聴覚障がいのある子どもへの指導を実施します。

- ・県立野田特別支援学校は、野田市教育委員会を始め、関係各所と連携し、地域におけるセンターとしての役割を果たし、特別支援教育の推進充実に努めます。

〔県立特別支援学校〕

施設に関すること

- ・学校施設については、障がいの有無にかかわらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。

事業番号・事業名	9 教育の振興
	(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
担当課	社会教育課(公民館) 興風図書館

【事業、施策などの現状】

- ・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行っています。
- ・障がいのある青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。
- ・来館が困難の方に対し、宅送貸出しサービスを実施しています。
- ・視覚障がいの人(身体障害者手帳の障がい等級が1級又は2級が対象)に郵送貸出しサービスを実施しています。
- ・視覚障がいにより表現の認識が困難な人に対し、デイジー図書(デジタル録音図書)、点字図書の貸出しやボランティアによる対面朗読を実施しています。
- ・通常の活字の認識が困難の人に対し、大活字本の貸出しを実施しています。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある青年のリーダーによる行事の計画や会員への連絡などの支援が必要です。
- ・PRしたサービスについて、対象者(当事者)の情報収集が難しいことがあります。

【事業、施策などの方針】

- ・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図ります。
- ・サービスの対象者(当事者)に限らず、その親族や知人も含めて、サービス内容についてPRに努めます。
- ・LLブック¹¹やマルチメディア・デイジーなど身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸出しに努めます。

¹¹LLブックとは、日本語が得意でない方や、知的障がいのある方を始めとした一般的な情報提供では理解が難しい様々な方にとって読みやすいように難しい漢字や長文はなく、ふりがなや絵文字がついていて誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた本です。

10 文化芸術活動・スポーツなどの振興

事業番号・事業名	10 文化芸術活動・スポーツなどの振興
	(1) 文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
担当課	障がい者支援課、生活支援課、社会教育課(公民館)

【事業、施策などの現状】

- ・障がいのある人もない人も地域の中で、普通の生活を送ることができ、可能な限り自立して社会参加ができるよう、心のバリアフリーの実現を目指しています。

平成29年度文化芸術活動 実施状況

名称	実施日	会場
サンスマイル	7月25日	文化会館

平成29年度イベント実施状況

名称	実施日	会場
市民ふれあいハートまつり	11月18日	中央公民館 総合福祉会館 中央公民館前の時計の広場
福祉のまちづくりフェスティバル		文化会館

<平成29年度レクリエーション 実施状況

名称	実施日	会場
障がい者釣大会 (子ども釣大会と同時開催)	6月3日	旧関宿クリーンセンター調整池

- ・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。
- ・障がいのある青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人の更なる参加を目指すことに努める必要があります。
- ・障がいのある青年のリーダーによる行事の計画や会員への連絡などの支援が必要

です。

【事業、施策などの方針】

- ・ 今後も、安全に各種行事が開催できるように必要な支援を実施します。
- ・ 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動を行えるようリーダーの育成を図ります。

事業番号・事業名	10 文化芸術活動・スポーツなどの振興
	(2) スポーツを楽しめる環境の整備
担当課	障がい者支援課、社会福祉協議会、社会体育課

【事業、施策などの現状】

- ・ 障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう支援しています。

平成 29 年度 スポーツ大会等への参加状況

名称	実施日	会場
千葉県障害者スポーツ大会	5月28日から 12月10日	千葉県総合スポーツセンター 陸上競技場他

- ・ 千葉県及び千葉県障害者スポーツ協会主催の千葉県障害者スポーツ大会などへの参加を支援しています。
- ・ 千葉県障害者スポーツ大会を始めとする行事について、市報掲載など、広報・啓発に努め、スポーツの関心を深めました。

平成 29 年度 おひさまといっしょへの参加状況

内容	実施日	会場
おひさまといっしょに	6月17日	関宿総合公園 体育館

- ・ おひさまといっしょには、野田市及び野田市社会福祉協議会が後援しています。

【事業、施策などの課題】

- ・ 障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。
- ・ 市民を対象に千葉県が実施する障害者スポーツ指導員養成講座への積極的な参加促進を図り、指導員を確保する必要があります。
- ・ 障がいのある人のスポーツに対する関心を深め、障がいのある人の健康増進や生活の質の向上を図る必要があります。
- ・ 現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント（施設長寿命化計画）の基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化を図る必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・ 障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。

- ・千葉県の障害者スポーツ大会等コーディネーター派遣事業実施要領を活用し、障害者スポーツの推進を図ります。
- ・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント（施設長寿命化計画）の基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化します。